

令和2年4月宮崎県臨時県議会
文教警察企業常任委員会会議録

令和2年4月28日

場 所 第3委員会室

令和2年4月28日(火曜日)

午前10時36分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業
の経営に関する調査

○その他報告事項

・県立学校における新型コロナウイルス感
染症対策の対応について

出席委員(7人)

委員	長	岩切	達哉
副委員	長	内田	理佐
委員		蓬原	正三
委員		中野	一則
委員		二見	康之
委員		日高	博之
委員		渡辺	創

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	阿部	文彦
警務部長	大塚	祥央
警務部参事官兼 首席監察官	日高	俊治
生活安全部長	時任	和博
刑事部長	中川	正純
交通部長	河野	俊一

警備部長	小野	博
警務部参事官兼 会計課長	福栄	芳政
警務部参事官兼 警務課長	河野	晃央
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	久米田	勇二
総務課長	河野	博之
少年課長	日高	貴
生活環境課長	廣田	匡慶
交通規制課長	垂水	一洋
運転免許課長	河野	禎治

企業局

企業局長	井手	義哉
副局長 (総括)	横山	浩文
副局長 (技術)	中村	安男
総務課長	橋本	文人
経営企画室長	宮田	晃尚
工務課長	新穂	浩一
電気課長	田原	充生
施設管理課長	山本	正信
総合制御課長	楠見	博

教育委員会

教育長	日隈	俊郎
副教育長	黒木	淳一郎
教育次長 (教育政策担当)	工藤	康成
教育次長 (教育振興担当)	黒木	貴
教育政策課長	川北	正文
財務福利課長	四位	久光
育英資金室長	山崎	博文
高校教育課長	押方	修

義務教育課長	吉田英明
特別支援教育課長	松田律子
教職員課長	東宏太郎
生涯学習課長	新純一郎
スポーツ振興課長	押川幸廣
文化財課長	舩木郁朗
人権同和教育課長	島寄善真理

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課副主幹	前野陽子

○岩切委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部の入替えの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に、審査方法についてであります。

お手元に配付してある資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

お手元の資料のとおり、教育委員会の審査につきましては、班ごとに説明と質疑を行いたいと存じます。

また、全体での質疑の場は設けませんので、質疑は各班の審査の際にお願いいたします。

審査の進め方については以上であります、このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となりました。一言、御挨拶をさせていただきたいと思っております。

私は、このほど委員長に選任されました宮崎市選出の岩切でございます。

警察業務というのは、県民の生活安全のみならず、近年はDVや虐待など家庭問題等についても相談、支援を行う本当に範囲の広い仕事になってまいります。昨今のコロナウイルスに関する様々な社会現象の中でも役割があるかというふうに思いますが、私ども一生懸命審査を通じて皆様の業務を御支援申し上げたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、委員を御紹介いたしますが、座りまして御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、私の隣が延岡市選出の内田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですけれども、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

日向市選出の日高委員でございます。

替わりまして右側でございますけれども、えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の渡辺委員でございます。

書記の紹介をいたします。

正書記の藤村主幹でございます。

副書記の前野副主幹でございます。

では、次に、本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等を簡潔にお願いをいたします。

○阿部警察本部長 警察本部長の阿部でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様には、平素から警察業務各般にわたりまして、深い御理解と御協力を賜っていることに関しまして、厚くお礼申し上げます。着座にて失礼いたします。

本日は、新体制での初めての常任委員会でございますので、最初に幹部職員の紹介を行い、その後に宮崎県警察の組織について、令和2年度歳出予算について、令和2年度4月補正予算についての3項目につきまして警務部長のほうから報告をさせますが、これらに先立ちまして、現在のこの新型コロナウイルス感染症に係る今次事態に際しての警察の取組について簡単に御報告をさせていただきたいと思ひます。

第1に、警察では新型コロナの感染拡大に混乱等に乗じた各種犯罪の防止と取締りを徹底しております。

具体的には、マスクの無償配布や助成金、給付金などをかたる詐欺ですとか悪質商法事犯の被害発生を未然に防止するため、防犯情報メール等、各種媒体を活用した注意喚起を行っております。

また、他の都府県におきましては、休業中の

飲食店や事務所などに対する侵入窃盗事件、こういったものを我々は出店荒らしですとか事務所荒らしと呼んでいますが、こういったものが多発しております。本県でもこの種の犯罪の発生が懸念されますので、繁華街等における制服警察官やパトカーによる警戒活動を強化しております。

第2に、県の対策本部長である知事からの協力要請を受け、知事による外出自粛等のメッセージの周知に協力しております。

具体的には、繁華街等における通常の警察活動を通じて、接客を伴う飲食店等への外出自粛要請が出されている旨を告知したり、国道10号沿い等、県内に23基ある交通情報板に「コロナ対策、できる限り、外出の自粛をお願いします」というメッセージを掲示したりするなどの活動を行っております。

そして第3に、今後ともこれら警察活動を継続するためには、警察職員一人一人の感染防止対策を徹底するとともに、もし職員の感染が確認された場合でも、その拡大防止を図りつつ、必要な警察機能を維持・継続できるよう、人員、装備、態勢面での備えに万全を期しております。

いずれにいたしましても、警察としては、新型コロナウイルス感染症に係る今次事態に際し、混乱等に乗じた各種犯罪の抑止、取締り等、本来の治安責任を全うすることはもとより、事態の緊急性、重要性に鑑み、知事の意向を十分に踏まえながら、できる範囲での協力を行い、事態の一刻も早い収束に向け貢献してまいりたい所存であります。

それでは、幹部職員を建制順に御紹介いたします。

警務部長の大塚警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の日高俊治警視正

でございます。

生活安全部長の時任警視正でございます。

刑事部長の中川警視正でございます。

交通部長の河野俊一警視正でございます。

警備部長の小野警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の福栄警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の河野晃央警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の久米田警視でございます。

総務課長の河野博之警視でございます。

少年課長の日高貴警視でございます。

生活環境課長の廣田警視でございます。

交通規制課長の垂水警視でございます。

運転免許課長の河野禎治警視でございます。

以上が、警察本部執行部の職員でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上であります。

○大塚警務部長 初めに、県警察の組織について御説明いたします。

お手元に配布しております資料2の宮崎県警察の組織についてを御覧ください。

県警察は、宮崎県公安委員会の管理の下、警察本部に5部26課1所4隊を置き、警察学校を附置、県下に13警察署、交番及び駐在所等169施設を設置しております。

各部の所掌事務であります。警務部は、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部は、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業等の許認可に関することなどを、刑事部は、犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取締り等、組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、

交通部は、交通安全対策や交通規制、交通指導取締り、交通事故捜査及び運転免許に関することなどを、警備部は、不法滞在の取締りや災害対策、警衛及び警護に関することなどを担当しております。

なお、本年3月の組織改編におきまして、将来の治安課題に的確に対応するための人財育成、指導等の司令塔として、警務部に人財育成課を新設したほか、深刻な被害に至る可能性の高い児童虐待事案対策を推進するため、少年課に児童虐待対策官を配置し、児童相談所に児童虐待対策指導官として警部級の幹部警察官を派遣、高齢歩行者・運転者の交通事故防止対策を推進するため、運転免許課に高齢運転者等支援室の新設などを行っております。

今後とも、組織の総力を挙げて、県民の期待と信頼に応える警察活動を推進してまいりますので、引き続き、御理解と御支援をお願い申し上げます。

続きまして、警察本部の令和2年度歳出予算の概要等につきまして御説明いたします。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察という令和2年の宮崎県警察運営方針のもと、治安維持に必要な経費を措置しております。

それでは、お手元にお配りしております、4ページの資料3、令和2年度歳出予算についてを御覧ください。

最初に、資料の1、令和2年度歳出予算の概要について御説明いたします。

警察本部の令和2年度の歳出予算額は、272億6,940万3,000円であり、退職手当や次世代警察無線システム等の整備費の増額により、総額では、対前年度比2億1,971万6,000円の増額となっております。

次に、2、主な事業については、5ページの「交番・駐在所セキュリティ対策事業」から順番に御説明いたします。

全国で発生している警察官襲撃事案を踏まえ、交番・駐在所施設に防犯カメラを整備し、交番・駐在所のセキュリティ機能を高め、勤務員及びその家族の安全を確保するとともに、不在時における施設の警戒強化及び交番等に対する犯罪抑止を図ることができるものと考えております。

続きまして、6ページの次世代警察無線システム等整備事業につきまして御説明いたします。

警察では、警察官相互の連絡を図る通信手段として警察独自の警察無線システムを構築し、高度化を図っております。そのための経費については基本的な整備を国費により、国費で不足する分は県費により措置をしております。

こうした中、現在の無線システムにつきましては、整備から約14年が経過し、老朽化等の問題が生じております。そのため、警察庁では全国の無線システムの更新整備を進めており、本県を含む九州管区内各県警は今和2年度に更新整備を行う計画となっております。そこで県費で整備された現行の無線システムについても更新整備を図ることとしたものであります。

これにより、全国警察との情報共有や警察官の位置情報の把握はもとより、無線通信が困難であった山間部等での無線通信が可能となるほか、大規模災害時における通信エリアの拡充など警察活動の強化を図ることができるものと考えております。

続きまして、7ページの広域緊急援助隊合同訓練につきまして御説明いたします。

本県警察の警備力だけでは対応が厳しい大規模な自然災害や事故災害等が発生した場合、九

州管区内各県警の広域緊急援助隊をはじめ、自衛隊、消防等防災関係機関と連携して、広域かつ迅速な災害警備活動を展開しなければなりません。

そこで本事業では、九州管区内の広域緊急援助隊隊員など約600名を1泊2日の行程で県内に集結させ、実働訓練、野営訓練等を実施いたします。

これにより、各県警との連携及び隊員の技術向上を図るとともに、関係機関との連携を強化することにより、県内で大規模災害が発生した際に、迅速、的確な災害救助活動を行うとともに、人的・物的被害の拡大防止を図ることができるものと考えております。

最後に、8ページの交通安全施設整備事業費につきまして御説明いたします。

交通の安全を確保する必要がある道路におきまして、交通環境の改善や交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑を図るためには、総合的な計画のもとに交通安全施設を整備する必要があります。

事業には、国庫補助事業と県単独事業があり、国庫補助事業では、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた交通量が多く事故が多発している道路、市街地における歩行者の事故が多い道路、交通事故が多発するおそれのある道路として指定された特定の道路区間内等での整備を行います。

国庫補助事業としましては、(4)のア、交通管制及び信号機改良等整備費、ウ、円滑化対策事業費、エ、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化があります。

また、県単独事業は、その他の区域で整備を行います。県単独事業としましては、イ、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費、オの

その他として、信号機等のデザインポール共架整備費があります。

これらの事業によりまして、令和2年度は、信号機4基を新設するほか、信号機移設5基、信号制御機106基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化120本、信号機のLED化73式等の整備を予定しております。

○岩切委員長 所管業務の概要説明が終わりました。

警察本部の所管業務に関する質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 冒頭の本部長の発言に関連して幾つかお伺いします。もし、補正予算に関わるものがありませんでしたら後で結構です。

まず、御説明があった取組の中で、マスクの詐欺とか助成金の詐欺に関して他県での動きがあり注意喚起を図っている件について、それから、休業中の出店荒らし等の警戒を強めているというお話がありましたが、現時点で、県内でその疑いが強いと思われるような案件があるのか否かということについて。

併せて、運転免許の更新に関して対応されていらっしゃると思うのですが、警察庁からの指示が具体的にどのような内容であったのかということと、宮崎県警としての対応はどのようなになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○時任生活安全部長 新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてであります。感染拡大に伴いまして全国各地では、先ほど本部長からありましたように、マスクを無料で送るとか新型コロナウイルスで助成金が出るといった詐欺とみられる不審電話や不審メールが確認されておりますが、新型コロナに乗じた悪質商法事犯、新型コロナの検査を口実とした女子児童に対す

る声かけ事案、あるいは繁華街等において現在休業中の飲食店、事務所がありますけれども、大規模府県ではそういった侵入窃盗事犯も発生しているところであります。

これまでのところ、県内におきましては、この種の犯罪の被害は確認されておりません。ただ、不審電話とか不審メール等の相談は十数件寄せられております。混乱に乗じて人の不安に付け込む悪質な犯罪に対して、警察としては厳しく取り締まっていくこととしております。

先ほど本部長からありましたけれども、この種の犯罪に関する情報を集約しまして、防犯メール等の各種媒体等を活用して広報啓発を行っているほか、今後とも適切な警察安全相談を通しまして、県民の不安の軽減に努めていくとともに、制服警察官やパトカーによる積極的な警戒活動を推進してまいりたいと考えております。

○河野交通部長 運転免許更新について御説明いたします。

まず1点目、警察庁からの具体的指示の内容でございますけれども、これは当初コロナウイルスの影響によって運転免許の更新ができない、あるいは困難な方に対して、7月31日までに免許の更新期日を迎える方々に対しまして、3か月の更新期間の延長、これを行うように指示が来ております。

その他、仮免許の期限について、通常であれば期限が何か月というのがあるんですけども、それを弾力的に運用して、コロナウイルス対策に資するように等々の指示が来ております。

県警の取組でございますけれども、4月20日から更新業務を一時的に中止しております。更新業務は窓口だけで手続が済むのではなく、その後、教室形式のところにお集まりいただいて、更新時講習等を行わなければなりませんので、

窓を開放してのコロナウイルスの感染症対策はとっておりましたが、なるべくリスクを回避するという目的で——これは警察庁の指示というわけではなく県警の判断ということで——4月20日から運転免許更新業務を中止しております。

その代替手段といたしましては、最寄りの警察署、あるいは最寄りの運転免許センターに更新期日が迫った方々にお越しいただき、免許証の裏に3か月の更新のスタンプ等を押すことにより、その免許の更新を延伸するという措置を取らせていただいております。

○**渡辺委員** 交通部長の御説明のところですが、県警の判断としては運転免許センターに行けないときに警察署で更新する。これは制度の仕組み上、自動的に延長することはできないのか。今の宮崎の感染状況は一定程度に収まっているわけですが、人との接触を回避するという意味で、警察署に行かなくても期日が来たら自動的に3か月延長ということはできないのか。これは何か仕組みの、申請の問題でそういうことができないうために、警察署での手続が必要なのか、もう少しその辺のところ御説明をいただけないでしょうか。

○**河野交通部長** この3か月の免許期日の延伸は、最初に申し上げた警察庁の全国統一的な基準で実施をいたしております。

一旦、免許更新業務を中止したのは、あくまでも県警独自の判断でございますが、その実施方法については、全国斉一で、横並びでやらせていただいているということでございます。

○**渡辺委員** 分かりました。

もう一点、県警の組織に関してです。先ほど御説明の中にありましたが、青少年の問題の対応ということで、昨年の予算段階で説明を受け

ていますが、少年課の警部クラスの方の出向、派遣があると伺いました。

これは現職の方が行っているということで理解をしていますけれども、例えば、教育委員会から県警の少年課に出向されたりというのは今までもあったと思うんですが、警察本部から災害対策のところは別にして、この青少年に関するところに警察本部から出向されるのは初めてのことになるのでしょうか。それとも、久方ぶりという認識でよろしいのでしょうか。その辺だけ確認させていただけないでしょうか。

○**時任生活安全部長** 児童の安全確保のための児童相談所への警察官派遣というのは今回が初めてであります。

先ほど委員からお話がありました教育委員会との人事交流は従前から行っているところであります。

○**渡辺委員** ありがとうございます。

○**岩切委員長** ほかに御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩切委員長** それでは、次に、本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

委員の質疑は執行部の説明が終了した後にお願いをいたします。

○**大塚警務部長** 議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料と、歳出予算説明資料の121ページで御説明をいたします。

それでは、資料1、令和2年度4月補正予算案についてを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、警察業務における新型コロナウイルス感染症対策事業と

して、警察の業務継続に必要となる資器材を整備するものです。補正に係る予算計上額は963万8,000円であります。今回は資器材の整備となりますので物件費のみの増額となり、補正後の予算は合計で272億7,904万1,000円となります。

続きまして、次のページの資料1-1を御覧ください。

事業の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者が全国で日々発生し、感染経路が判明しない感染者も確認されるなど、さらなる感染拡大が懸念されるところであります。

このような情勢を踏まえ、警察本部としましては、治安維持の責務を果たすため、現場活動に支障を来すことがないように、感染予防のための資器材を整備して警察業務の継続を図り、併せて、感染の拡大防止を図るものであります。

事業の概要としましては、アの窓口業務は、警察安全相談や各種許可事務に係る届出などを受理する窓口業務において、来訪者及び窓口業務職員の感染予防対策を行うためのマスクや消毒液を購入するものです。

他県では、職員の感染により警察施設が閉鎖に至った事例もあり、警察本部としましては、県民の利便性が損なわれないように、また、安心して窓口に来訪できるよう、しっかりとした感染予防対策を行うものであります。

イの留置管理業務は、留置施設内における被留置者及び看守勤務員等の感染予防対策を行うため、マスクや消毒液のほか感染防護対策キットなどを購入するものです。留置施設は閉鎖された環境であり、被留置者への適切な感染予防対策が極めて重要であることから、被留置者及び看守勤務員等の感染予防対策を行うものであります。

ウの事件事故現場活動は、県内で発生する事

件事故現場活動に従事する警察官の感染予防対策を行うものであり、マスクや消毒液のほか、感染防護対策キットなどを購入するものです。

全国で感染者が増加している状況の中、事件事故現場活動に従事する警察官の感染リスクは非常に高いものとなることから、感染予防対策を行うものであります。

事業の効果としましては、感染予防対策を図り、警察業務における感染者の発生を防ぐことにより、警察としての機能の維持が可能となり、県民の安全で安心な暮らしを守ることができま

す。
○岩切委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

御質疑はありませんでしょうか。

○渡辺委員 補正予算の内容で、事業内容のアイについてはイメージできるのですが、その次のウに関して、群馬県だったと思いますが、交通事故絡みの現場対応で警察官が感染したという事案があったと思います。日常的に警察官の方は現場で活動をされていらっしゃるんですけども、実際に何をするのかということが分かると理解が深まると思うので、もう少し具体的にお伺いしたいのですが。

○中川刑事部長 一般的に外部活動において、特によくあるのが検視——変死体という形で家で御遺体が発見されたといった場合に、必ず警察官が臨場いたしまして、犯罪に関わるのか、病死なのか、そういったことで検視という業務をやります。

その場合がやはり一番危険度が高まってまいりますので、現在このような状況でありますから、一様に遺体に触るとかそういうことだけではなくて、家族の方とかあるいは友人、勤務先等々からこの人の最近の状況等を把握した上で

実際の検視業務を行います。その際に警察官、職員を守るという意味で、マスク、ゴーグル、タイベックスーツ、防護服、ゴム手袋等を着用して業務に当たることが結構あります。

そういった場合もありますし、あるいは捜査における事件の被疑者であったり、参考人であったり、被害者の方であったり、警察署の取調室等でお話を聞かせていただく場合があります。そういう場合も、やはりこちらからもうつさないということのと、感染予防対策のためにマスクの着用等々をしております。そういったことが一般的に捜査に関わるものでは使用義務が出てくるということになります。

○日高委員 地域によっては休業要請が出ていられるにも関わらず、店を開けているケースがあったり、店を開けていなくても、店の看板を消して中でわいわいやっていたりということも見受けられると聞いております。警察としては、そういう場合の取締りはどこまでできるのか。制約もあると思いますが、見回り等、どこまでできるのかお伺いしたいと思います。

○時任生活安全部長 現在の県内の接客を伴う飲食店やパチンコ店等に対して、県から休業要請をお願いしているところですが、今回のこの新型コロナ特別措置法においては、警察が行使し得る特別な権限に関する規定は設けられておりませんので、一般的な警察権限に関する法令の枠内での対応が原則となってきます。

したがって、現時点では県警から直接事業者等に対して休業要請を呼びかけるようなことは考えておりませんが、先ほど本部長からも話がありましたように、事態の緊急性や重要性を鑑みまして、対策本部長である知事からの協力要請の内容に応じて、できる範囲の協力はしてまいる所存であります。

ちなみに、県外ではパチンコ店の関係が今問題になっておりますけれども、県内では宮崎県の遊技業協同組合——これはパチンコ店の組合なんですけれども、ここに確認しましたところ、4月26日日曜日現在では、県内の全てのパチンコ店が休業していることを把握しております。警察におきましては、休業中の飲食店や事務所を狙った侵入窃盗事件が県外で発生しており、県内でも発生が懸念されますので、こういったパチンコ店を含めた休業中の飲食店、事務所等の警戒活動を強化しているところであります。

○日高委員 遊興施設、いわゆるパチンコ店は休業要請に協力してもらっていると聞いております。市町村職員が夜にスナックとかバーとかの見回りをされていると聞いております。

しかし、市町村の職員ではなかなか、何をしに来たのか、というぐらいにしか思われませんが、制服を着た警察官が自粛を頼みますよと言うだけでも、大分効果が違って来るんですね。そこで、ぜひ各警察署のほうで、一回でもいいからそういった形で見回りをお願いしたいと思っております。

それから、今後ゴールデンウィーク中からゴールデンウィーク明けにかけて、県からの給付金が支給されますし、市町村からも、国からも給付金があります。もう、もらう人が混乱するぐらいいろいろあるんですね。それらを狙った凶悪な詐欺グループというのは、全国的に現れる可能性が当然高いと思います。そこで、何らかの対策を打ってもらいたいと思いますが、県警の対応についてお伺いします。

○時任生活安全部長 ただいま休業中の飲食店に対する協力金とか、国においては全国民に一律10万円を支給する特別定額給付金等もあります。委員がお話されましたとおり、これらを狙っ

た不審メールとかも、現在他県では確認されており
ます。

そういったことから今県警におきましては、
例えば、この10万円の特別定額給付金の支給に
乗じた詐欺への注意等につきまして、防犯メー
ルを数件出させてもらっているところござい
ます。

引き続き、防犯メールや地域安全情報の提供、
あるいは街頭活動の際に地域住民に対する広報
啓発活動を積極的に行ってまいりたいと考えて
おります。

○日高委員 CM等で度々見ますので、一定の
効果が出て来ていると思っています。ただ、今
回の県の給付金については、ゴールデンウイ
ーク中に申請が始まるということです。その後も、
市町村や国の申請が始まるものもあったりして
ごちゃ混ぜになるものですから、啓発が隅々ま
で行き渡るようによろしく願いいたします。

○二見委員 遊技業のことでお話が出たので確
認なんですけれども、パチンコ店は必ず遊技業
の組合に入っていらっしゃるんですか。

○時任生活安全部長 3月末現在で121店舗のパ
チンコ店がありますけれども、全てがこの組合
に入っておられるわけではありません。

○二見委員 入っているわけじゃない。「はい」
と呼ぶ者あり)先ほどの話では、その遊技業の
組合のほうで全部確認して4月26日現在では全
店舗が休業しているというお話だったと思うん
ですけれども、これはどのように確認されたの
でしょうか。

というのも、私のところにもいろんなところ
からあそこの店舗が開いていましたよ、といっ
た連絡が来て、確認には行っていないので、実
際に開いていたのかどうかまでは見ていないん
ですけれども、地域の人たちにとっては、そこ

の関心度は非常に高く不安視している。

都城市の場合、鹿児島県との県境の部分もあ
るものですから、よそからの流入について非常
に敏感な部分もあります。

だから、確認作業というのは非常に大変かもし
れないんですけども、休業の実施確認をしつ
かりやっついていかないといけないと思うんです
が、その辺はどのように取り組んでいるんでしょ
うか。

○時任生活安全部長 警察本部のほうから宮崎
県遊技業協同組合のほうに電話で確認をしてお
りますけれども、具体的にパチンコ店が休業し
ているかどうか、どのように調査されたかとい
うところは聞いておりませんので、また再度確
認はしたいと思っております。

○二見委員 何らかの対応をしっかり検討しな
ければ、休業要請に対しての協力金という話も
ありますので……。そうかといって、こういう
ことはその地域の人たちからの情報提供だけに
頼るわけにもいかないと思います。見つからな
ければよいということでもないと思いますから、
これで大丈夫なのかなと不安に思ったところ
ですけれども、一応質問としては以上です。

○中野委員 連休中の警察業務は通常どおりな
んですか。

○大塚警務部長 通常の平日・祝休日と全く同
じ体制で対応させていただきます。

○中野委員 というのは、連休中、いわゆる県
外からの観光客とか、そういう人を締め出すわ
けじゃないんですが、いろいろ規制をしたいと
いう動きが出てくると思うんです。

観光地の駐車場を閉鎖するとかいう動きがあ
るかと思うんです。そうすると必ずトラブルが
発生すると思うんですけれども、その辺りの対
応というのは警察業務とは関係ないのかもしれ

ませんが、万全な体制をされるのかどうかというところを伺いたい。

私はえびの市選出ですけれども、意外とえびの高原も最近車が多くなったんです。今まで噴火で沈んでおったんですけど、最近は増えつつあるんです。この連休中どうなるのかなと非常に心配、懸念をしております。

連休で県外からの観光客が増えると、北九州あたりから来るのではないかという心配もあるんですけれども、あそこの駐車場が閉まるのかどうかは分かりませんが、そうなった場合にトラブルが発生しないかという気がするものですから、その辺の警戒も含めていろいろと対応をしておいていただきたいという気がしましたので発言させていただきました。

○大塚警務部長 先ほど通常の平日・祝休日と同じ体制と申しあげましたけれども、県警におきましても、このゴールデンウィーク期間中の県外への外出等につきましては自粛するようにと、各職員に対して文書で通知をしております。通常の平日・祝休日と比べると県警の警察官の体制というのは、休暇を取っていたとしても県内に数多くおりますので、先ほどおっしゃったようなトラブル等が発生した場合に、現場の警察官では体制が十分じゃないというような場合も、そのトラブルも含め、災害等あらゆる事案にしっかり即応できるように各警察署においては体制を整えております。

非常時においても警察においては通常時と変わらない対応をしていまいたいと考えております。

○渡辺委員 先ほどの遊技場、パチンコ店の関係ですけれども、管轄庁は警察庁になりますよね。営業するには警察署の営業許可が必要だったと思いますが、営業許可の問題と今度の特措

法による知事要請では警察に権限はない。つまり、特措法による要請は、営業許可とは全く切り分けられた、あくまでも事務的にも警察の関与はない、そういう理屈の整理でよろしいでしょうか。もう一回確認をさせてもらいたい。

○時任生活安全部長 ただいま委員がお話されましたとおり、パチンコ店等に対しては許認可業務を公安委員会が行っておりますので、そういった許認可、あるいは知事処分とか、そういった業務をやっております。しかし、今回の新型コロナ対応の特措法におきましては、先ほども御説明しましたとおり、警察が行使し得る特別な権限の規定はありませんので、一般的な警察権限に関する法令の枠内での対応が原則となっております。

○大塚警務部長 1点だけ補足をさせていただきますと、パチンコ営業等につきましては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制されておまして、その法律に基づき営業の許可を出しているということで、法律の中では、その目的として、善良の風俗と正常な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、法律で規制されているものです。したがって、今回のコロナウイルスの関係に関しましては、この法律の中では、特に警察において、その許可を与えている営業に対して指導等を行うことはできないというようなことをございます。

○渡辺委員 全般的な話になりますが、このコロナの影響を受けて、例えば新規事業や、もしくは今年度警察本部として特に重要だと思っている事業で、その予算執行に影響が出ているようなもの、例えば、広域緊急援助隊合同訓練がいつ開催されるものだったか失念してしまいましたが、こういう訓練の実施が時期的に難しく

なっているものがあるとか、今の段階で予算執行に何らかの影響が出ていているものがあれば教えていただきたいと思います。

○福栄会計課長 現時点におきまして、予算執行において支障のあるものはございません。ただし、今後、工事等に関しましては、人材あるいは機材の納入等に影響のある可能性はあります。それを含めて早期発注、そして終了を目指しております。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○小野警備部長 先ほど渡辺委員からお尋ねのありました広域緊急援助隊の訓練実施予定日がありますが、これは令和3年1月を予定しておりますので、現時点においては予定どおり行う方針であります。

○岩切委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって県警本部の審査を終わりたいと思います。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時29分再開

○岩切委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となりました。御挨拶を申し上げたいと思います。

私は、このたび当委員会の委員長に選任されました宮崎市選出の岩切と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

企業局の皆様におかれましては、所管業務が現在課題となっている地球環境の問題、さらにはSDGsと評価される持続可能性に影響の深

い業務だというふうに認識しております。歴史の深い企業体でございますので、ぜひそのノウハウをこれからの県政に生かしていただければと思います。私もしっかり勉強して皆様の業務に御支援を申し上げたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座りまして、委員の紹介をさせていただきたいと思います。

まず、私の隣におりますのが延岡市選出の内田副委員長でございます。

向かって左側になります。北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

日向市選出の日高委員でございます。

替わりまして右側でございます。えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の渡辺委員でございます。

書記の紹介をいたします。

正書記の藤村主幹でございます。

副書記の前野副主幹でございます。

それでは次に、局長の御挨拶、幹部職員の御紹介並びに所管業務の概要説明等を簡潔にお願いいたします。

○井手企業局長 企業局長の井手でございます。

このたび企業局長を拝命いたしました。何とぞよろしくお願いいたします。

私ども企業局は、地方公営企業といたしまして水力発電をメインとする電気事業、そして細島工業団地に工業用水を供給しております工業用水道事業、さらに一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を運営する地域振興事業、3つの事業を経営しております。

これまでおおむね順調に推移してまいったところでございますけれども、企業局の保有する

発電所や工業用水道施設は昭和30年から40年代に建設された施設が多く、今後、大規模改良を計画的に行っていく必要があります。

特に電気事業におきましては、老朽化した発電所の大規模改良工事に伴い一時的に事業収益が減少し、今後数年間はその収支がマイナスとなることを見込まれております。

しかしながら、中長期的視点から計画的に経営基盤の強化を図り、安定した事業運営を継続できる体制を整備する大切な期間というふう捉えておきまして、引き続き、職員一丸となって健全経営の推進に努めてまいりたいと考えております。委員の皆様方の御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、座って説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの名簿に従いまして幹部職員を紹介させていただきます。

まず、総括副局長、横山浩文でございます。

技術副局長の中村安男でございます。

総務課長の橋本文人でございます。

総務課経営企画室長の宮田晃尚でございます。

工務課長の新徳浩一でございます。

電気課長、田原充生でございます。

施設管理課長の山本正信でございます。

総合制御課長の楠見博でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

今お開きの委員会資料、左側のページの目次を御覧いただきたいと思います。

企業局では、今回の臨時議会への提出議案はございませんので、本日は、この目次に記載の項目の中から、Iの企業局の組織の概要及び主な事務分掌と、IIIの令和2年度宮崎県公営企業

会計当初予算について説明をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

1の企業局の組織及び職員数でございます。

その枠組みにありますように、本庁5課1室1出先機関となりまして、職員数は121名、その下に組織図を掲げております。本年4月1日付で、図のアンダーラインのところ、組織改正を行っております。各課の事務分掌につきましては、右側のページに記載のとおりでございます。

続きまして、ページが飛びますけれども10ページを御覧いただきたいと思います。

III、令和2年度宮崎県公営企業会計当初予算でございます。

1の令和2年度宮崎県公営企業会計当初予算のポイントでございますが、令和2年度の当初予算につきましては、企業局の経営の指針であります企業局経営ビジョンを踏まえ、将来にわたって健全経営を維持し、地域貢献を続けていくため、ここに掲げております3つの方針、(1)の電力システム改革への的確な対応、(2)の老朽化した施設、設備の計画的な更新・改修、(3)の地域貢献に資する取り組みの推進、この3つの方針に基づき編成しております。

右側のページ、11ページを御覧いただきたいと思います。

2の令和2年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要でございますが、(1)、電気事業でございます。

業務の予定量であります年間供給電力量、4億8,006万キロワットアワーでございます。収益的収支の上の段ですが、その左側の2番目の欄、収支残です。太枠で囲んでおりますが、マイナス4億1,607万8,000円としております。

収支残がマイナスとなっておりますが、冒頭

申し上げましたとおり、令和2年度から7年度までの大規模改良工事に伴い事業収益が減少し、今年度は収支がマイナスとなる見込みでございます。

その下の欄、(2)、工業用水道事業につきましては、業務の予定量であります13企業と日向市を合わせた14の給水事業所に対する年間総給水量は3,806万7,450立方メートルでありまして、収益的収支の収支残は199万1,000円でございます。

一番下の段、(3)、地域振興事業でございます。

業務の予定量であります年間施設利用者数を3万1,500人としまして、収益的収支の収支残は16万4,000円としております。

その後ろのページ、12ページから17ページにつきましては、それぞれの事業会計別の予算内容を記載しております。

また、18ページ以降につきましては、本年度の主な新規・重点事業等を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお今回、企業局では新型コロナウイルス感染症に関する補正予算等はございませんけれども、知事部局等と連携を図りながら感染拡大の防止に努め、電力と工業用水の安定供給を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 所管業務等の概要説明が終わりました。

企業局の所管業務に関する質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 局長が最初の発電所の老朽化で大規模改修の必要があると話をされまして、10ページではその更新改修の予算が計上されているんですが、ダムそのものは改修する必要はないわけですか。以前、ダムは永久的に使用できる

と聞いたことがあるんですね。ここにあるいろんな発電機の老朽化ということでの大規模改修と理解しておけばいいですか。

○新穂工務課長 ゲート等の機械設備等の更新はございますけれども、現在、ダムというのは百年以上もつと言われておりますので、ここに記載しておりますのは、発電所の機械の改修ということになります。

○中野委員 11ページで、電気事業がマイナスになるということでマイナス4億1,600万円、予算化されているんですが、昨年度も大変厳しい2億800万円という予算の計画でしたが、実際の決算はどのくらいの見込みになるんですか。

○橋本総務課長 令和元年度の決算につきましては、ただいま決算の作業を行っているところでございますので、まだ詳細な金額というところは固まっておりませんが、平成30年度が8億円ほどのプラスの収支でした。そこまでは至らない見込みですが、プラスの収支で決算を終える見込みとなっております。

○中野委員 では、令和元年度は一応収支がプラスになるということですね。

本年度はマイナス4億1,000万円、昨年度予算からするとかなりのマイナスですよ。マイナス6億2,000万円と書いてありますが、決算後も大きなマイナスが本当に見込まれるんですか。

○橋本総務課長 令和2年度につきましては、渡川発電所の大規模改良工事を本格化することになります。改良工事をする事で発電自体ができなくなりまして、発電による売電収入が大きく減少いたします。そういった理由もございます。

また、昨年度については12ページをお願いいたします。電気事業の予算のもう少し詳細な内容でございます。

(2) 収益的収入及び支出というところでございまして、ここで令和2年度と令和元年度の増減を示しております。事業収益が大きく5億9,500万円マイナスとなっておりますが、その主な要因としまして、まずは営業収益の電力量がマイナス2億6,500万円、これが先ほど申し上げました渡川発電所改良に伴いまして発電をストップすることによる売電収入の減少がござい

ます。また、昨年度は、この事業収益の一番下、特別利益のところ、2億7,200万円の特別利益を計上していたところとありますが、これは綾第2発電所の特別修繕引当金の戻入ということで特別利益を見込んでおりました。その特別利益も昨年度と比較しますと減額となり、令和2年度の収支といたしましてはマイナスになる見込みとなっております。

○中野委員 その場合、発電の買上げが高くなるのか、そういう九電からの配慮はないんですか。

○橋本総務課長 九州電力とは2年に一度、売電する電力量の料金の改定を行っておりまして、当然今後の事業計画とかを踏まえた上での電力量の単価の設定ということになりますけれども、こういった形で発電が少なくなる部分については、それはそれでその発電した電力量に応じた電力料をお支払いいただくことになっています。

○中野委員 大規模改修だということでしたのでこういう質問をしましたが、内部留保は今幾らあるのかを教えてください。

○橋本総務課長 電気事業で申し上げますと、令和元年度末の過年度分の損益勘定留保資金が約113億円ございます。

○日高委員 6ページの工業用水事業についてですけれども、この給水料金が立方メートル当

たり10円40銭であることについて、全国平均が22円60銭となっているますが、これはいいことなのか悪いことなのかということが一つ。

それから日向市への給水を予定しているということですが、これは用水路補修工事でどの辺を補修するのか。また、日向市に給水することで何がどう変わってくるのかを教えてください。

○宮田経営企画室長 本県の給水料金につきましては、全国的に見ると低廉な料金ということで認識をしております。

それから、日向市への給水につきまして、日向市の補修工事の場所ですけれども、富島幹線用水路補修工事ということで、これまで工事をされてきているということでございます。

○日高委員 全然意味が分かりません。給水料金の10円40銭というのが全国平均の22円60銭と比べて優良であるということでしたが、それがどのくらい優良なのか、優良であれば今後いろんな展開をやらないといけないと思うんですね。

それから、水路の補修工事ですが、日向市に給水することでどう変わるのか。これはずっとやってきた更新工事なんですか。

○新穂工務課長 日向市の上水道も耳川から取水しております。本県の工業用水道の取水口の若干上流で取水しておりまして、ここから富島幹線という隧道を使いまして、上水道の処理をするところに送っております。この上水道用の隧道が老朽化しまして、十数年前に落盤事故があり、当時2、3年かけて補修と修繕をしております。

今回、改めて日向市が予算要求しまして、その補修工事を3年間くらい、冬に2か月から3か月の間、取水を止めて、隧道の補修工事を行っております。その間、上水道用の取水ができま

せんので、工業用水側から水を供給しているということでございます。

○岩切委員長 経営企画室長、何か補足がありますか。

○宮田経営企画室長 先ほどの料金についての補足でございます。

本県の工業用水道につきましては川の水をそのまま取水しており、くみ上げをしていないということなので、その分コストが低くなっております。

しかしながら、今後、設備の更新や改修工事などに多額の費用が見込まれておりますので、将来的には収支の悪化が懸念されるところでございます。

○日高委員 分かりました。そういうことですね。何だか工事をして日向市への新たな給水を予定しているというような感じの書き方だったので……。説明していただいて分かりました。

○渡辺委員 地域振興事業についてです。

2月議会で、一ツ瀬のゴルフ場はコロナの影響で営業を中止するという方針が示されましたけれども、その後、状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○宮田経営企画室長 3月4日に本県初の感染者確認があり、県民ゴルフ場につきましては、3月7日から3月31日まで臨時休業をしたところでございます。

これは、3月4日の県の対応方針の中で、感染者が居住していた県央地区においては、県立の公の施設は3月末まで県民の施設利用を制限すると定められたことを受けたものでございます。ゴルフ場のある新富町もこの県央地区に含まれていたことから、臨時休業を行ったところではございます。

なお、このことによる施設管理者の森田ゴル

フの減収分につきましては、納付金の減額ということ措置しております。

その後、県外からの利用者を制限するなど、対策を十分に講じることで感染のリスクを軽減することができるかと判断をしております。ゴルフ場の営業については継続をしております。

○渡辺委員 営業を再開できたのはよかったと思うんですが、昨年度、指定管理者が変わって森田ゴルフさんの1年目で、いろいろ奮闘されているにもかかわらず、天候の件とかコロナの影響で3週間以上お休みということになって減収幅が広がったと思います。減収に伴って納付金についても下げるということは方針としては示されていたわけですが、実際に決算はまだですけれども、令和元年度ベースで森田ゴルフから県への納付金が当初の想定と比べてどういう状況になるのか、ある程度の見通しが出ていれば、議会に対して説明いただきたいと思います。

○宮田経営企画室長 納付金につきましては、令和元年度については当初の予定で1,776万7,000円としていたところを減額いたしまして、267万8,248円としたところでございます。

○渡辺委員 本当に残念です。不幸な状況が重なったとしか言いようがないわけですが、3月末に経営ビジョンを決めたばかりですよ。地域振興事業についての書きぶりもいろんな議論があって、企業局の皆さんのほうもいろいろ工夫なされての書きぶりに落ち着いたというふうには理解をしております。

昨年度、一昨年度と、厳しい環境が続いてきて、今の指定管理が続いている状況ですから、頑張っって状況を見直してもらっておりますが、中期的に見たときの地域振興事業の在り方について、今度の影響等が何らかの変化を及ぼすのか否か、もし今の時点での考え方を整理されて

いればお話を伺いたいと思いますが。

○宮田経営企画室長 現時点では営業を続けていること、それから利用客もそれなりの数が入っていることから、当面の間は森田ゴルフとともに利用客の増加に努めてまいりたいと考えております。長期的に影響が出るかについては、今後の推移を見守っていきたいと思っております。

○渡辺委員 結構です。

○二見委員 これまで企業局のほうから県の一般会計のほうにいろいろ財源の提供がありました。

18ページにも、今年度、そして次年度、20億円の国スポに関する基金への繰り出しがあるということで、本県にとって一番心強い事業なんだろうと思うんですが、県の財政が逼迫している中で、この地方振興積立基金の残高が3月末現在で約17億円。今度の補正予算がもし通った場合の県の財調の残金とあまり変わらなくなってくるという状況です。地域貢献としてコロナ対策関連の財源に充てることは趣旨が違ふだろうと思うんですけども、これだけ地域経済が疲弊している中で、この振興基金の、地域経済の振興のための財源としての繰り出し方というか、今現在何かそういう話はあるのかどうか、少しお聞かせいただければと思うんですが。

○橋本総務課長 地方振興積立金は、電気事業で得た収益の一部を積み立てることによりまして、地域の振興に役立てていこうという趣旨で積立てをしているものでございます。これまで平成28年度から3年間10億円ずつ、県営電気事業宮崎創生基金といった形で30億円出させていただきました。

また、今年度からいわゆる国体、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催基金の

財源ということで今年度10億円、来年度10億円を支出させていただくことを決めたところでございます。

この地方振興積立金の残高でございますが、昨年度末で17億円でございます。今年度、一般会計に繰り出す10億円については、今月中にも支出しまして、残りが7億円でございます。令和元年度の決算において令和元年度の利益を残り3億円ほど充てまして10億円を積むことで、来年度また10億円出そうとしているところでございます。

そういった中、この地方振興積立金の積立てがなかなか厳しい状況がございまして、そこから繰り出しをしたいところ、本当に十分検討しなければならぬところなんです。この積立金として繰り出せるお金があるかということ、なかなか厳しい状況があると、そういう現状がございまして。

○二見委員 これまでのそれぞれの計画というか事業の経過を見てやってきていることなので、これは当然のことだと思います。

ただ、国スポを開催する前に宮崎県が倒れてしまっただけでは元も子もないと思うんですね。

発電所の改修事業もあって、今年度は収支的にはマイナスになるという見通しの中で、やはり何らかの検討をする必要性があるのかな、というのは、これまで県に対して貢献してきた企業局だけに、みんなある意味期待している部分もあるのかなと思ひまして、分かりました。

○井手企業局長 今お話のありました企業局の地域貢献事業による一般会計への繰り出しの基金の使途につきましては、昨年度の整理で国スポ、障スポ支援ということで施設整備等に費やすものと理解しております。

ただ、このコロナウイルス感染症対策につい

て、知事部局の中でも様々な財源の調整が行われていると聞いております。現時点において企業局に何らかの働きかけがあるわけではございません。知事部局の今後のコロナ対策に係る財源調整の中で、国の財源、そして県の持つ県単の予算、そして企業局の持つ拠出したこの基金の事業等、幾つかの基金が知事部局にございますので、その中で総合的に判断されるものと考えております。

企業局の局長といたしましては、この時期を乗り越えなければ将来がないということであれば、その段階によってそれぞれの考えを巡らせるものだと思っております。今後の状況の推移を見ながら、適切に判断してまいりたいと考えております。

○岩切委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、企業局の審査を終わりたいと思います。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後1時8分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となりました。

私は、このたび委員長に選任されました岩切でございます。一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様におかれましては、日々大変な御苦勞をなさっていらっしゃると思います。とりわけこ

のコロナ禍に基づいて教育の現場、休校、休業など本当に大変な取組をされているかと思えます。従前より教育は国民、県民全てが関心を持つ課題でありますので、皆様の御苦勞が報われるように、私ども委員一同、真剣に審議をしながら皆様の御支援を申し上げたいというふうに思っておりますので、今年1年どうぞよろしくお願いをいたします。

では、座りまして委員の紹介をさせていただきますと思います。

私の隣におりますのが延岡市選出の内田副委員長でございます。

左側になりますけれども、北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

日向市選出の日高委員でございます。

向かって右側になりますが、えびの市選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の渡辺委員でございます。

当委員会の書記の紹介をいたします。

正書記の藤村主幹でございます。

副書記の前野副主幹でございます。

以上でございます。

それでは、教育長の御挨拶、幹部職員の御紹介並びに所管業務の概要説明等を簡潔にお願いを申し上げます。

○日隈教育長 教育長の日隈俊郎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当委員会の委員の皆様には、かねてより本県教育の振興に向け、また御指導、御支援を賜っておりますことを改めてお礼申し上げたいと思います。令和2年度におきましても、教育委員会といたしましては本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意努めてまいり所存であります。委員の皆様のお指導御鞭撻をよろしくお願

い申し上げます。

まず、説明に入る前に、1つお礼を申し上げたいと思います。

去る4月14日に行われました小林こすもす支援学校の開校式におきましては、県議会からは丸山議長をはじめ、地元議員でございます中野委員、そして窪菌議員の御臨席をいただきました。

開校に至るまで県議会の皆様方には多大な御支援と御協力を賜ってまいりました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、この後は座って説明させていただきますと思います。

議案等の説明に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策への対応について御説明申し上げます。

4月16日、政府は新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づきまして緊急事態宣言を行いましたけれども、対象地域をそれまでの7都府県から全都道府県に拡大することを決定しております。

これを受けまして、本県の県立学校におきましては、全ての県立学校を4月21日から5月6日まで臨時休業としたところであります。

また、各市町村教育委員会におきましても、期間等の差は若干ありますが、全ての市町村が5月6日までの臨時休業という対応になりました。

今回の対応について、子供を持つ家庭や教育現場などにおかれては、様々な不安や課題が生じていると思います。

しかしながら、今回の対応は、地域における感染拡大の抑制と、そして緊急事態宣言の対象期間であります5月6日までの人の移動を最小

化するために決定した措置でありますことから、常任委員の皆様をはじめ、県民の皆様には御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

詳細につきましては、後ほどその他の報告事項で担当課長から説明させていただきます。

それでは、お手元の常任委員会資料に基づき説明させていただきますと思います。

委員会資料を1枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

まず、本日出席しております教育委員会事務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

まず、副教育長の黒木淳一郎でございます。

次に、教育政策担当教育次長の工藤康成でございます。

次に、教育振興担当教育次長の黒木貴でございます。

次に、教育政策課長の川北正文でございます。

次に、高校教育課長の押方修でございます。

次に、義務教育課長の吉田英明でございます。

次に、特別支援教育課長の松田律子でございます。

次に、教職員課長の東宏太朗でございます。

次に、生涯学習課長の新純一郎でございます。

最後に、スポーツ振興課長の押川幸廣でございます。

なお、その他の本庁関係で紹介していない4名の課室長については、第2班と入れ替わった後、御紹介することといたします。

また、本庁課長補佐または本庁以外の幹部職員につきましては、資料1ページ及び2ページの名簿の記載をもって紹介に替えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、3ページをお開きください。

3ページには、現在の5名の教育委員を掲げております。

続きまして、4ページを御覧ください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示ししております。

昨年度との変更点としては、昨年度は高校総体推進課がございましたけれども、この課が廃止となりまして10課となっております。

また、5ページから14ページまで、各課ごとの組織及び事務を記載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

少し飛びまして、15ページをお開きください。

15ページには、教育委員会の令和2年度当初予算を掲げております。

この表の下から5段目の太線で囲んでおります合計の欄を御覧ください。

教育委員会の一般会計の合計は1,096億7,670万3,000円であります。

また、下から2番目の太線で囲んであります合計の欄を御覧いただきたいと思っております。特別会計の合計が11億8,789万4,000円でございます。

そして総額につきましては、一番下の欄に記載しておりますが、一般会計と特別会計の総計で1,108億6,459万7,000円でございます。

この2つ右の欄になりますが、この欄は、令和元年度6月補正予算肉付け予算後の金額でございますが、これに対しまして、令和2年度は13億4,879万4,000円の増、率にしまして、対前年比101.2%となっております。

続きまして、次の16ページを御覧いただきたいと思っております。

教育委員会の新規・改善事業をお示ししております。

左側の番号に丸印をつけております主な新規・改善事業につきましては、この資料の次の17ページから27ページまで記載しております。

これも後ほどお目通しをいただきたいと思

ます。

令和2年度当初予算に関する説明は以上であります。

どうぞよろしくお願いたします。

○岩切委員長 ただいま所管業務等の概要説明が終わりました。まず、第1班の教育政策課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課の所管業務に関する御質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 よろしいですね。

では、早速ですが、次に、本委員会に付託されました議案等について教育長の概要説明を求めます。

○日隈教育長 では、次に、お手元にお配りしております、文教警察企業常任委員会資料（補正）で説明させていただきます。

今回の委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

資料の表紙をお開きいただきまして、左側の目次を御覧ください。

今回、御審議いただく議案は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」であります。

次に、報告事項といたしまして、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、最後に、その他の報告事項といたしまして、先ほど申し上げた県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について御報告させていただきます。

それでは、まず、資料右側の1ページを御覧ください。

補正予算の概要についてであります。

今回の教育委員会の一般会計正予算は、表の

下から5段目の太線枠の補正額の欄に記載しておりますように1億5,279万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正後の額は、その2つ右の欄にありますように1,098億2,949万8,000円となります。

特別会計を含めた教育委員会の補正後の予算でございますが、一番下の太線枠の補正後の額の欄にありますように1,110億1,739万2,000円となります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課長からそれぞれ説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岩切委員長 それでは詳細についての説明を求めます。

委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いしたいと思います。

○川北教育政策課長 教育政策課でございます。

常任委員会資料2ページを御覧いただけますでしょうか。

新規事業、県立学校等感染症対策事業について説明をいたします。

1の事業の目的・背景にありますとおり、教育委員会で所管しております県立学校や県立図書館等におきまして、マスク、消毒液などの感染防止用品等を購入しまして、感染症対策を図りたいと考えております。

2の事業の概要でございます。予算額3,295万8,000円、財源は国庫支出金が536万2,000円、一般財源が2,759万6,000円、事業期間は令和2年度でございます。

次に、(4)の事業内容でございます。①の県立学校における感染症対策事業につきましては、アの健康管理対策にありますように、健康管理

のための体温計等を購入いたします。イの感染防止対策では、飛沫拡散、ウイルスへの接触防止のためのマスク等を購入いたします。ウの環境衛生対策は、施設や用具等に付着したウイルスの除去を行うための消毒用品等を購入いたします。

②の文化施設等感染防止事業につきましては、教育委員会が所管する施設の中で、不特定多数の一般の方が利用されます教育研修センター、県立図書館、県立美術館、宮崎県総合博物館、県立西都原考古博物館、宮崎県埋蔵文化財センター分館の6施設に感染防止のための衛生用品等を購入いたします。

内訳といたしましては、来館者等の体温を確認するためのハンディタイプのサーモグラフィ、会議室の出入口などに設置する自動噴射式の手指消毒器、マスク、消毒用アルコールや除菌シートなどを購入する予定でございます。

なお、マスク、消毒用アルコールなどにつきましては、非常に品薄な状況が続いております。市場の状況を見ながら順次購入に努めてまいりたいと考えております。

3の事業効果でございます。県立学校や文化施設等における感染予防の徹底が図られ、感染リスクの低減が期待されるところでございます。

説明は以上でございます。

○吉田義務教育課長 続いて、資料の3ページを御覧ください。

新規事業、「GIGAスクール構想」早期実現のための支援事業であります。

1の事業の目的・背景であります。学校における高速ネットワークと児童生徒1人1台端末の整備を行う国の「GIGAスクール構想」の早期実現を図るため、補助対象を小1から中3までの全学年に拡充することを含めまして、

臨時休業中の学習にも活用できるタブレット等の整備を加速化させるものであります。

2の事業の概要を御覧ください。

(1)の予算額は、1,167万9,000円、(2)の財源ですが、全額国庫支出金です。

(3)の事業期間は、令和2年度の単年度としております。

(4)の事業内容ですが、①の活用計画及び仕様書の作成支援では、各学校でタブレット等のICT機器をどのように使っていくのかなどの活用計画の作成ですとか、その活用計画に基づいて、市町村が行うタブレット等のICT機器整備のための仕様書作成等を支援するために、専門家であるICT支援員やシステムエンジニアの派遣を行います。

また、②の導入説明会及び研修では、市町村や学校が行う仕様書の作成や活用計画の作成の参考となるように、県が考える標準仕様のモデルを示し、各ソフトウェアメーカーの基本的な機能の違い等についての説明会を実施する予定としております。さらに教員に対してタブレットの操作方法や授業での活用方法等についての研修を行い、指導力の向上を図りたいと考えております。

3の事業効果ですが、今回の支援を通しまして、県内市町村立小中学校における児童生徒の1人1台端末整備の加速化が期待できると考えております。

以上であります。

○松田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。特別支援教育課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

新規事業、特別支援学校新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景であります、特別支援学校において、スクールバスを利用している児童生徒や身の回りの清潔を保つことが困難な児童生徒に対しまして、スクールバスの増便や衛生環境の改善をすることにより、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るものであります。

次に、(2)の事業概要を御覧ください。

予算額は5,013万6,000円でありまして、そのうち国庫支出金は571万8,000円、一般財源が4,441万8,000円でございます。

事業期間は、令和2年度のみ単年度でございます。

(4)の事業内容であります、①のスクールバス感染症対策事業につきましては、国の緊急経済対策のメニューを活用し、乗車率が50%以上である特別支援学校7校のスクールバス14便について、5月から7月の3か月間について増便を図り、最大28便にするものであります。これにより乗車する児童生徒が車内で密接・密集することを避け、感染予防を図るものであります。

②の衛生環境改善事業につきましては、児童生徒が使用するトイレやランチルーム、給食を食べる教室等の手洗い場の蛇口を自動水栓の手洗い器に改修するものであります。児童生徒が蛇口に接触する回数を減らし、衛生的な環境を維持することで感染予防を図るものであります。

こちらの事業は、単年度事業で実施します。

最後に、3の事業効果につきましては、特別支援学校のスクールバスの増便や自動手洗い器への改修により、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減させることができるものと考えております。

説明は以上でございます。

○東教職員課長 教職員課の補正予算について御説明いたします。

資料5ページをお願いいたします。

改善事業、学校会計年度任用職員・学校医等の配置に要する経費であります。

1の事業の目的・背景でございますが、臨時休業期間中の未指導分の補充学習実施に当たり、臨時休業の影響による児童生徒の習熟度のばらつきが考えられるため、会計年度任用講師を配置し、児童生徒の学習に著しいおくれが生じないように対応するとともに、教職員の負担軽減を図りたいと考えております。

2の事業の概要でございますが、予算額は5,802万2,000円で、財源は、国庫支出金1,137万3,000円、一般財源4,664万9,000円の単年度事業であります。

4の事業内容でございますが、①にありますとおり、国の緊急経済対策を活用し、補充学習の際に1つの学級を2人の教員で指導するTT指導や理解や習熟の度合いに応じてグループを分けて指導する習熟度別指導等を行うための会計年度任用講師を配置するものであります。

配置時間数といたしましては、週当たり10時間勤務で4か月程度の配置を考えております。

また、②にありますとおり、小中学校に通う日本語指導が必要な児童生徒に対しまして、補充学習に伴う授業増加分の会計年度任用講師を配置するものであります。

配置時間数といたしましては、①の学習指導員と同様に週当たり10時間勤務で、4か月程度の配置を考えております。

3の事業効果でございますが、児童生徒の学習状況に応じたきめ細かな指導により、臨時休業の影響による学習のおくれに対応できるとともに、教材準備等に係る教職員の業務負担軽減が

図れるものと考えております。

説明は以上であります。

○新生涯学習課長 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の説明をいたします。

常任委員会資料(補正)の6ページをお開きください。

みやざき地域学校パートナーシップ推進事業であります。

2、事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の一斉臨時休業に伴い、新たに放課後子供教室を開設し、子供たちの居場所の確保及び学習機会を提供するものであります。

3、事業の概要の予算額、財源、事業期間、事業主体は御覧のとおりです。

(5)、事業実績としましては、本補助金を活用した市町村は、日向市、椎葉村、日之影町、五ヶ瀬町の4市町村でありました。いずれの市町村でも、スタッフの謝金やマスク、消毒液等の衛生用品を購入するための事業費として活用し、地域住民等の協力を得ながら、子供たちの居場所の確保及び学習機会の提供を行うことができました。

説明は以上でございます。

○岩切委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 5ページについて質問をさせていただきます。

会計年度任用職員を配置するということは、コロナで子供たちが休んでおりますが、学力の低下が想定されての事業だと思うんですね。それで、通常、学校が開いておればというのを100にした場合に、5月6日まで休んだ場合にどのくらいの低下になるんですか。

○東教職員課長 我々が今想定しておりますのは5月6日までの分でございます。学校によって授業の時間数が違いますが、宮崎市の調査によりますと、小学校の国語、社会、算数、理科の4教科で15時間から20時間分の授業ができていないと。中学校におきましては、国語、社会、数学、理科、英語の5教科で40時間から45時間程度の授業が現在できていないという調査結果を伺っております。

○中野委員 高校はどうですか。

○押方高校教育課長 高校は約8日間の授業日がないということになっております。各教科の授業によりますけれども、例えば週1時間であれば8時間、週3時間であれば24時間というような授業の不足になるかと考えております。

○中野委員 今のところは5月の連休までということですが、それ以上に延びそうな気がするんですね。他県においては延長するということも出ておりますから、宮崎県も恐らく6日までということにはならないと思うんですが、こういう会計年度任用職員を配置すると、通常の授業をした場合に完全に戻れるものですか。

○吉田義務教育課長 この会計年度任用職員を充てることで、先ほど説明もありましたけれども、習熟度別に少人数に分けて指導したり、あるいは複数の職員で指導に当たったりすることができますので、通常よりも効率的に指導ができていくと考えています。

○中野委員 今のは5月6日までの休みがあった場合の判断ですか。

○吉田義務教育課長 はい、それも含めてです。

○中野委員 それも含めてということは、それ以上の休みがあっても、先ほど言われたようなことであまり学力低下に影響はないと判断しておけばいいわけですか。

○吉田義務教育課長 学力低下の影響というのは、現在少し計りきれないところもありますけれども、それを補うための配置ということで考えていきたいと思っております。

○中野委員 想定のことを言うといけません、ほかの県では、もう9月新学期制度を導入しないといけないという議論がありましたよね。宮崎県がそこまでいくかどうかは分かりませんが、かなり学力の低下は出るんじゃないかと思えます。

だから、その辺りをこの会計年度任用職員の配置で、この事業で本当にフォローできるのか、非常に懸念しております。決して学力低下ということにならないような方策を今後ともやってほしいと思っております。

それで(4)の②ですが、日本語指導補助講師の配置の中で「帰国した児童生徒」とありますが、いわゆるコロナで海外から帰ってきた子供たちがいるということですか。従来の子供たちへの対応ですか。

○吉田義務教育課長 コロナのために帰国した子供たちは非常に少ないです。これまでも海外から帰国している子供たちがおりますので、その子供たちへの学習保障ということで考えております。

○中野委員 これはもう会計年度任用講師と書いてあるから、毎年こういう配置はしているということですか。

○吉田義務教育課長 そのとおりです。

○中野委員 分かりました。

○渡辺委員 同じテーマで、コロナ全般の考え方について伺いますが、現場で先生が奮闘されていることに心から敬意を表したいと思えます。今中野委員がおっしゃった会計年度任用講師、前の臨時的任用講師のことだと思いますけれど

も、総額が5,800万円ぐらいの中で、週10時間で4か月の雇用という形ですが、これは現状の認識の中で、どの時期からどのぐらいの規模の先生方の雇用を考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○東教職員課長 ①の学習指導員につきましては106名を、②の日本語指導補助講師につきましては24名を現在考えております。

実施の時期につきましては、国の内示が出る5月下旬からスタートしたいと考えております。

○渡辺委員 授業の遅れがどのくらいかという評価は難しいというのは先ほどの答弁でもよく分かりましたので、ここから先も弾力的に考えることだろうと思いますが、対象は小、中、高校も含めてですか。

その場合に、106名配置ということは1校当たり1人の配置だと足りないと思うんですけれども、この規模感で本質的に対処が可能なものなのかということが1点。

それから、通常の会計年度任用講師の採用については、例年あるものは既に通常どおり行っていると理解していいわけですね。プラス106名の確保というときに、働き方が1年間確保されるわけではなくて4か月間で週10時間——それだから働きやすいという方もいらっしゃるかもしれませんが、間違いなくそれだけの先生を確保できるのかという点を。

中野委員もおっしゃったように休校期間が5月6日までとは限らないという状況下で、この先も同じ状況が続けば補正をさらに組む必要があることも予想されるわけですが、十分に回していける事業なのかどうかというところについて、お考えを伺いたいと思います。

○東教職員課長 先ほど申しました人数、会計年度任用職員は非常勤講師になりますので、こ

の学習指導員につきましては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象となります。この人数につきましては、算出する際に各市町村、それと県立学校に要望をお聞きしまして、その要望に応じて106名という数字を出しております。

日本語指導につきましては、現在、小中学校のみの対象となります。現在、日本語指導が必要な子供さんが60名いらっしゃいますので、その子供たちの分として考えております。

先ほど106名もの人を確保できるのかというお話がございましたが、これにつきましては新たな指導に限らず、非常勤の会計年度職員でありますので、その指導分を増加する、今10時間で雇用されている方を15時間に増やすとか、そういう形で考えております。

なお、この今回の補正予算につきましては、5月6日までの休みの想定で算出してございます。

○渡辺委員 念押しでの確認ですが、当然、休業期間が1～2日という話ならば別ですが、一定以上影響が大きい範囲で伸びる場合には、当然この代用は補強する必要があるという前提で、この改善事業が組まれていると理解していいでしょうか。

○東教職員課長 この臨時休業が5月6日以降に延びた場合は、また別の方策等を考えていかなければならないと考えております。

○渡辺委員 この件は結構です。

次に3ページの「GIGAスクール構想」に関してですが、これはもともと新規事業で入ったときに、今までの説明では、学校内での利用だけを想定したもので、学校外での利用等は想定されていない事業だったと理解をしていますが、今回の資料の説明文のところに「臨時

休業中の学習にも活用できるタブレット等の整備を加速する」と書いてあります。もともとの内容とそごがあるように感じますけれども、どういふ変化があつたのか教えていただきたいと思ひます。

○吉田義務教育課長 このタブレットの持ち帰りについては、市町村の判断にもよるかと思ひます。

例えば学校が登校日の際に、タブレットから研修センターの教育ネットひむかにアップしてある資料や動画をダウンロードして、それを使った学習ができるといったことも今、想定しております。ただ、これを持ち帰つての学習というところまでは現在はまだ考えておりません。

○渡辺委員 補正予算がついて、さらに推進を加速化させるという大まかな考え方は理解できるんですけど、この事業内容に書いてある中身は、昨年度の段階で、もちろん、タブレット等は市町村の事業としていつているというのは理解した上ですが、何といふかそもそもセットだつた中身ではないのかなど。そうでないと、今年度どうやって動き出すつもりだつたんだろうという気がするところなんですけど……。

そして、今回補正で、1,000万円余計上されるわけですけども、どの辺が主に加速化されて、今休業中で学校の再開の見通しが立たない状況の中、子供たちや学校にとってどこが一番大きく効果が出てプラスになるのかを少し理解できればと思ひます。

○吉田義務教育課長 この加速化させるというところにつきましては、当初の国の予定ではタブレットの整備を令和5年度までに計画的に進めるというものでしたが、これを前倒して、この令和2年度中に予算化したものについては国が補助をします。しかも、小学校1年生から

中学校3年生の全児童生徒分を補助すると組み替えてきました。

ですので、本年度、例えば全ての市町村がこの事業に手を上げてくだされば、県内の全ての子供たち一人一人に1台の教育機器が充てられるということになります。そういった意味での加速化というのがまずございます。

併せて、今後を見据えてとなりますけれども、遠隔教育に使えるような機器の整備という意味合いもございます。今後どういったことが発生するか分かりませんので、今回のこのコロナ対策のことも踏まえて整備を進めていけたらと考えているところです。

○渡辺委員 少し具体的に聞きたいと思ひます。

市町村が分からないのは理解できますので、例えば県立の義務教育学校はもともと予算の中にタブレットの整備が入つていたと思ひますが、具体的に宮崎西高附属や五ヶ瀬中等教育学校、都城泉ヶ丘高校附属ではこの事業によって、今年度の当初の計画と比べてどんな加速が見られるのか、明確に教えていただけないかと思ひますけれども。

○吉田義務教育課長 例えば、*県立中学校、それから中等教育学校の前期課程でいきますと、既に整備が進んでいますのがおよそ5,000台ございます。生徒数からしますと、あと2万2,000台ほど準備をする必要があるのですが、このうち、この事業を活用しますと今年度1万8,000台あまりを調達可能ということで、子供たちへの教育環境がかなり整うこととなります。

○渡辺委員 分かりました。結構です。

○日高委員 、国の事業の組み替えがあつたら当然機器の整備が進んでいくと思ひますけれども、それはそれで十分いいことだと思ひます。

※29ページに訂正発言あり

しかし、重要なのはその中身であって、中身をどう考えているのか。これからという説明をずっとされているんですけど、もう既に5,000台は整備されて、始めている学校もあるんですよ。どういう効果が生まれているのかお伺いしたいと思います。

○吉田義務教育課長 まず、一番多いのは、授業中での活用ということになります。例えば、1人の子供の考えを全員で共有するときに、タブレットから1つの大きな画面に映す、あるいはその逆もあります。

それから、教材を提示する際に、一つ一つの教材を子供たちに一斉に送信することで、子供たちがその教材を共有する、あるいは問題を共有することもできますし、例えば一人一人に合った問題を提示して、個々に合った教育を進めるということも可能だと、そういった取組をされているところも多くございます。

○日高委員 タブレット端末を使うことになると、以前、子供が十何キロの教科書が入った重いリュックサックを背負っていて、重いからどうのこうのという話があったと思うんですが、教科書はタブレットに入っていないんですね。

○吉田義務教育課長 教科書はまた別になりますので、例えばデジタル教科書の中に入れてしまえば活用できるんですけども、現実、まだ紙ベースの教科書を使っておりますので、それを補助するための教育機器と捉えていくほうがよいのかなと思っています。

○日高委員 せっかくICTを進めるのであれば、例えばコロナウイルスで遠隔授業をやるのかという話だったら、教科書をタブレットに収めたほうがいいですよ。あんな重いものを背負って学校に行かなくてよくなるし。これだけのお金を使って国から補助金ももらうんですから。

それとも、今後、タブレット以外にパソコンを持たせるとか、ほかにまた違う機器を持たせるとかという話があるんですか。

○吉田義務教育課長 タブレット以外の機器をということでしょうか。

○日高委員 そうです。基本的にICT機器を活用する場合は、紙媒体を減らしていく方向につながっていかないといけないんですよ。

紙媒体を減らすことにつながっていくのか、その考えがあるのか教えてください。

○吉田義務教育課長 将来的にはそのようになるかもしれませんが、現段階では、まだそこまでは行き着いていないところでありまして。あくまでも教科書を補助する、あるいは子供たちの思考を補助する、そういう機器ということでの活用になろうかと思っています。

○日高委員 分かりました。しかし、一回実物で、どういう感じで動かしているのか見てみたいと、私も話のしようがないかなと思って。

また、コロナが終わったらそういったところを見せてください。よろしく願いいたします。

○蓬原委員 今5,000台あって、残りが2万2,000台あると。今年の予算で1万8,000台整備して、残りが4,000台ということですかね。ということは、いつ100%になるんですか。

○吉田義務教育課長 先ほど申し上げたのが*県立中学校、それから中等教育学校の台数になるんですが、委員が今おっしゃった残りの4,000台ですけども、国の計画では令和4年度までに整備するよということに進んでおります。

○蓬原委員 できたら機会の均等というか、できるだけ整備に掛かる期間を短縮して、同じ土俵で同じようにやったほうが本当はいいんでしょうけれどね。そうでないと、最初に整備し

※29ページに訂正発言あり

たところと最後に整備したところでは、物すごい時間の差が出てくるわけですね。最初に整備したところと最後になるところでは、その差は何年になるんですか。それが個人の教育格差を生むことにならないかということ伺いたい。

○吉田義務教育課長 例えば、各学校に4クラスありましたら、まず2クラス分の整備を進め、これを交互に活用して子供たちが誰でも使えるようにしておく。最終的に1人1台になる形で進めていきますので、極力そういった教育格差がないように取り組んでいきたいと思っています。

○蓬原委員 共有するから同じように行き渡っているんだということだと思いますが、学校間の格差はないんですか。この学校は先に入ったけれども、この学校はまだ全然入っていないというようなことはないのでしょうか。今度は地域間格差みたいになるけれども。

○吉田義務教育課長 市町村によっては、やはり差がございます。今現在も差がございますので、できるだけ本年度中に予算化していただくように依頼しているところです。

○蓬原委員 せめて学校だけでも同時に整備して、それから共有しながら充実されて100%に行くという形でないと。個人間の格差もだけれど、地域間、学校間の格差が出てくるんじゃないかと少し心配したので、市町村の背中をどんどん押しさせていただきたいと要望しておきます。

○内田副委員長 臨時休業中の学習などにも活用できると目的にも書いてあるんですが、これまでもいろいろと委員から質問があった中で、先生たちに使える方がいらっしやらなかったり、先生たちの研修を進めていかないといけないというような御回答がずっと繰り返されてきました。

実際にこのような災害ともいえる状況に至り、タブレット等が整備されて初めて——全国的にも、既に1人1台の整備が進んでいるところでは、例えばウェブ授業とかZ o o mを使って生徒の様子を見たりとか、そういうことも進む中、宮崎県は遅れているなとすごく危惧しております。今回のこの事業内容の①と②を読ませていただいても、計画を作成支援とか、仕様書を作成しますとかありますけれども、一番大事なのは、②のイのところを書いてある教員に対しての研修のところであって、このことは本当に大事だと思います。

この間も、全国の先生たちとある学校で行われたZ o o mを使った授業に参加させていただいたときに、先生たちが意見交換の中で、こういうのに慣れている先生でも実践することで気づきがあって、研修を積んで授業をやっている先生たちも実践することの大事さがすごく分かったと言われていました。各学校にそういうI C Tに長けた、実践が伴ってできるような先生たちが一人でも二人でも多く出てくるのがベストだと思います。

そして、この間のZ o o mの授業を通じて感じたのは、子供たちのほうがどんどん先に覚えていくということです。機器の整備だけではどんどん進んで、先生たちが追いついていないというような現状もあるので、先生たちの研修を強化するためにどんどん予算をつけて、しっかり覚えてもらって実践をしてもらう。先生同士でもつないでいくということを進めていただければ理にかなってくると思いますので、先生向けのI C T研修というか、I C T教育を頑張りたいと思っています。

○吉田義務教育課長 ありがとうございます。教員の研修につきましては、実際に活用が図ら

れていくように私どもも取組を進めてまいりたいと考えております。

併せて、申し訳ありません。先ほどの補足を1つよろしいでしょうか。

先ほどタブレットの台数を申し上げましたけれども、国の調査では平成30年度実績の分しか現在まとまっておりませんので、その台数で先ほど申し上げました。現在は少し変わっている可能性がございます。申し訳ございませんでした。

○内田副委員長 1つだけ確認していいですか。タブレットを生徒全員に1台配布となれば自宅にも持って帰ったりもできるんですね。

○吉田義務教育課長 そこは市町村のセキュリティポリシーとも関係してまいりますので、市町村が決めていくことになろうかと思いますが、子供たちが自宅でもそれを使って学習できるというのが望ましい形と考えています。

○内田副委員長 それなら望ましい形として、児童1人に1台のタブレットというのが実現したら、自宅でも使えるというのが県としてはベストだということを示していただきたいと思います。

○吉田義務教育課長 そこについてはまた今後十分検討してまいりたいと思います。

○日高委員 今までに遠隔授業を、やったことがあるんですか。例えば今回ずっと休んでいるじゃないですか。どこかの学校で試行的にやってみたりとか。

○黒木教育次長(教育振興担当) 県内では、小中学校の例ですけれども、西米良村がここ数年ICT教育に特化した研究を進めておりました、今回、県立学校が臨時休業に入ったのが21日からでしたけれども、その数日後には、今副委員長おっしゃいましたように、子供がタブレッ

ト等を家に持ち帰りまして、教員が学校にいながら大きなモニターに――あそこは生徒数が非常に少ないので、1学年10人ぐらいの顔を映しながら、通常の教室とほぼ同じような形で授業を展開しているという例がございます。

これはやはり村の規模であるとか、そういう通信環境であるとか、そういったものが早くから整っていたというアドバンテージをうまく生かした取組ではないかと思っているところです。

○日高委員 この件については、実際に見てからいろいろ聞きます。現場に行かないと分からないので……。

○吉田義務教育課長 何度も申し訳ありません、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど県立中学校に整備済みのタブレット台数を5,000台と申し上げたんですが、これは公立中学校も含んだ県内の整備済みの台数でございました。申し訳ありません、訂正いたします。

○内田副委員長 関連で先生たちの校務用パソコンのシステムも力を入れて強化していただきたくて。先生たちの環境もすごく整っていていると思うんですが、先生によっては災害時に学校に行くことが難しくなる状況もあると思うんです。セキュリティの問題とかもあると思うんですが、先生たちにも1台ずつタブレットを支給して、自宅からも授業ができるという環境がベストだと思うんですけど、先生たちの環境整備というか、タブレットがきちんと支給されるのかというところはどうなんですか、事業化されるんですか。

○吉田義務教育課長 教員の使用する校務用のパソコンがございしますが、これも市町村によって整備の状況が異なっております。

今回の事業の中で整備をしようとしているのはあくまでも児童生徒用でして、教員向けの機

器の整備については今後になろうかと考えております。

○押方高校教育課長 県立学校、高校教育関係では、既に教員が1人1台パソコンを持っていますので、セキュリティ上の問題でかなり厳しいところはあるかもしれませんが、持って帰っていくというような文科省のガイドラインも出ていますので、それを活用した取組も今後は考えられると思っています。

○渡辺委員 少し頭の整理のために確認したいのですが、今副委員長がおっしゃった県内の市町村立の小中学校に関して、県の方針としてタブレットを自宅に持って帰って使えるような環境をつくりたいという希望は希望として理解はできますが、このGIGAスクール構想は端末の整備に関しては、文科省から直接市町村に行っている事業ですよね。今回、国が決めたGIGAスクール構想に関して、その端末を市町村立の学校の生徒たちが自宅に持って帰って、みんなが使える環境にするということを県が推進するという事は、理屈上というか、事業の性格上可能なかどうか。

漠然とした話として端末をみんなが自宅でも使えるような環境をつくりたいという構想は構想として理解しますが、そこが可能かどうかだけ、教えてもらえませんか。

○吉田義務教育課長 今委員がおっしゃったとおりで、県の考えとしてはございますが、それを市町村に求めるというのは非常に難しいと思います。

○渡辺委員 それだけで結構です。

○日高委員 県立学校等感染症対策事業について、事業内容に県立学校における感染症対策事業(スポーツ振興課)とあるんですが、何でスポーツ振興課なのか。

それと、ア、健康管理対策、登校前・登校後の健康管理のための体温計購入というのは、これは家庭に配るといっていいのでしょうか、

○押川スポーツ振興課長 最初に御質問がありました、なぜスポーツ振興課なのかというところですが、一番初めに説明しました所管事業のところ、常任委員会資料の12ページになりますけれども、スポーツ振興課の組織及び事務というところですが、その下から4番目のポツに、児童及び生徒の保健に関する事、その下、学校の環境衛生に関する事という事業がございます。その上に組織図がありますけれども、健康教育担当という担当があります。その関係でここにスポーツ振興課が入っているということでございます。

2つ目の御質問ですけれども、(4)の事業内容の①のア、健康管理対策のところ、登校前・登校後の健康管理のため体温計等の購入と書いてありますが、基本的には登校前、自宅で体温を測っていただくことを基本にしますけれども、例えば、自宅で測り忘れてきたとか、もしくは登校後にどうも熱っぽいなどという生徒等がいた場合に、非接触型の体温計等を準備したいと考えています。

また、どうしても保健室だけに体温計を置いていますと、保健室に子供たちが殺到することも想定されますので、ある程度複数の体温計を準備して、分散して体温が測れるような環境を整えたいということで、今回の補正予算でお願いをするところでございます。

○日高委員 組織のことは本当に初めて聞いて、小中校全てにおいてスポーツ振興課が健康管理の環境整備——すごいな本当によくやっているなと思います。

○押川スポーツ振興課長 スポーツ振興課にな

る前は保健体育課という名称でしたので、その流れで進んでいるという状況がございます。

○日高委員 まいりました。

○岩切委員長 他の項目に関して質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○川北教育政策課長 常任委員会資料7ページでございます。

政府の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受けまして、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応ということで御報告いたします。

内容につきましては、既に委員の皆様には御連絡をさせていただいておりますけれども、対応についてという四角囲みがございますとおり、全ての県立学校を4月21日から5月6日まで臨時休業としております。

また、臨時休業期間中の教職員の勤務につきましても、2にありますとおり、時差出勤や在宅勤務を可能な範囲で実施するよう通知をしたところでございます。

5月7日以降の対応については、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

なお、市町村教育委員会に対しましては、県の方針ということで、本通知の送付をしたところでございます。

次に、8ページを御覧いただけますでしょうか。

市町村の臨時休業に係る対応状況であります。

表の左から3列目を御覧ください。各市町村の臨時休業の期間を示しております。開始日は違いますが、全ての市町村が5月6日ま

で臨時休業ということになっております。

9ページを御覧ください。

県有施設のうち教育関係施設の対応についてでございます。

表のとおり県立図書館、県立美術館等を4月21日から休館または利用休止としております。

県民の皆さまには何かと御迷惑をおかけいたしますけれども、感染症の拡大を防ぐという対策であります。どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。

○岩切委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項に関する質疑を承りたいと思います。

○二見委員 本当、2回にわたって学校が急に休業になるということで、もう我が家も家の中が本当にてんやわんやで、子供たちっていうのは本当に元気の塊ですから、非常に家の中が慌ただしいというかそんな感じになっています。

保護者たちの中にも仕事をされている方がかなりいますので、幼稚園、保育園等については結構まだ開いているところがあるものですから、受け入れられるんですけれども、やっぱり自宅のほうで預かっている児童については、今後どうなるのかということに対する保護者の方々の関心が非常に高いです。

その中で5月6日までの休業になって、その間の状況を見ての判断になるんだろうということなんですが、7日以降の対応については、改めて5月1日金曜日に連絡を行うということでこちらの説明にあるんですけれども、今日が28日で、あしたは祝日で休み、30日が議会なので、すぐに1日金曜日が増えてまいります。

これからの連休の間にどういうふうに状況が変わるか分かりません。しかし、現時点である程度、連休明けの対応を周知してもらわないと、

実際、私もPTAの役員をしていて通常総会もできなかったのですが、その総会資料は7日に児童たちに持たせて配りますという連絡は来ているんですけども、本当にそれができるのかなと思いますし、親としても仕事のこと、子供たちの面倒を見ること、いろんなことを考えなければなりません。

できるだけ早く今後の対応についてはお示ししていただきたいということがありますので、学校関係に1日に連絡を行うというのは正式なことなんでしょうけれども、今この県教育委員会、そして市町村と連携をしながらやっています。県教委のこの動きというのは非常に大きなものがあると思うんですが、教育長はどのように考えていらっしゃるのか、今の段階でどこまで言えるか分かりませんが、お伺いします。

○日隈教育長 二見委員がおっしゃったとおり、県立学校、小中学校、5月6日まで臨時休業ということで対応しておりますけれども、5月1日までに一応方針を示したいということで、先ほど説明したとおりでございますが、実際5月1日に通知しても、2日から連休が始まりますので、私どもとしてはできれば4月30日までに何らかの通知をしたいということで検討を進めているところでございます。

既に態度を決定している都道府県も幾つか出てきております。文部科学省のほうではどうも一斉にというような具体的な話は出ておりませんので、文科省からの指示というのは少し難しいのかなと。あるいはこの緊急事態宣言、これ自体が対象期間が5月6日以降どうするかという国の動向もまだ具体的に聞こえません。

ただ、今申し上げたように、各県の状況を少し申し上げると、既に15県がもう独自で判断し

ているというような状況でございます。多くは特定警戒都道府県、13都道府県が多いんですけども、少し御説明申し上げますと、5月10日まで4日間延長すると表明しているのが5県ございます。東京都、大阪府、千葉県、福岡県、静岡県、今申し上げた頭のほうから4つ目までが特定警戒都道府県になります。

本日、5月24日までと表明されたのが山口県でございます。あと、5月30日までと表明されたのが9県ございます。茨城県、埼玉県、群馬県、愛知県、岐阜県、奈良県、広島県、滋賀県、熊本県というような状況でございます。

都道府県の状況はそういう状況にありますが、一方、本県の状況で申し上げますと、ここ16日ぐらい発生がないというような状況ではございますけれども、今申し上げた各県の状況、また本県の状況を勘案しながら、先ほど申し上げましたこの緊急事態宣言の国の取扱いを見極めて、できるだけ早く学校には指示してまいりたいというふうに考えております。

具体的には県立学校の取扱いを決定して、その取扱いを市町村に連絡して、同様の御検討をしていただくという流れになろうかと思っております。

また決定しましたら、委員の先生方には御連絡を差し上げたいというふうに考えております。

○渡辺委員 今の関連でお伺いをしたいんですが、これは県といってもいいかもしれませんが、教育長の立場もそうかもしれませんが、県立学校の判断と市町村教育委員会の判断に大きな影響を及ぼすという2つの立場をお持ちだろうと思います。2月末、3月頭の国からの一斉休校の要請のときも、教育長も知事と一緒に会見をされて、いち早く判断を示されました。

今回は緊急事態宣言の対象地域の全国拡大ということで、知事も選択肢として検討すべきだ

という、あれは県の教育委員会に対してだったのか、市町村の教育委員会も含めてだったのか分かりませんが、方向性がある御判断された立場だと思うんです。そういう中で少し所信を伺うようになるかもしれませんが、昨年度から続けて教育長は其中で何を重要視され、さっきの2つの立場を兼ね備えた中で御判断をなさってきたのかということが1つ。

もう一つ、人口的に言えば県内の3分の1を占める宮崎市が、宮崎市で発生が続いた段階で緊急事態宣言に準ずるという判断をしたのは、法律的な根拠があるのかなのか微妙な形ですけども、宮崎市の教育委員会が学校を休みにするという判断をされました。市町村の教育委員会の判断は尊重すべきものであると思っています。

ただ、県内の3分の1の人口がある地域ですので、高校生がいて小中学生もいるというような家庭も含めて、県民の意識としては極めてちぐはぐ感のある対応に見えた。どっちが正しいことを言っているのかというわけではないんですが、そのような状況下で、宮崎市の教育委員会がああいう判断をなさるに当たって、県教委とどのような形で意見交換であったり、市の意思が伝えられて、その上で懸念すべき課題等について、県教委との何らかのやり取りがあったのか、それとも、あくまでも市と宮崎市教委の判断なので、県教委としてはそれ以上、特に物申す立場にはないということなのか、少しその辺の状況整理について、所信の面と併せてお伺いできればと思うんですが。

○日隈教育長 渡辺委員のおっしゃるとおり、これまで学校の臨時休業ということで県のほうから態度を示して、そして市町村のほうに要請というような形で取扱いをしてきております。

ただ、今回、4月に入ってからの取扱いが変わっているということで今お話があったことだと思います。私どもはやっぱり命、安全ということを第一に考えなければいけないということ、一方では教育を受ける権利、子供たち、特に高校生の場合は3年生ともなりますと就職、進学も控えておりますので、できる限りの教育を実施しなければならないという責任もございます。

ぎりぎりの判断ということで、どういった場合に学校を休業するのかということで文部科学省からのガイドラインもありましたので、一応それをもとに本県の実情を踏まえてということで、これまで判断してきております。

ただ、今回、宮崎市と日南市において発生があったということで、独自の御判断で休業されたという例が出てまいりました。お話にあったように宮崎市においては特に人口が多いということでおっしゃったと思うんですけれども、県立学校と市町村立学校に結果的に違う形態が出てきたということもございますけれども、これについては甚だ恐縮ですが、私のほうに御相談があったわけではありませんので、市長及び市教育長の御判断だったのだらうと思います。そのことについてどうこう申し上げるつもりはございません。

ただ、やはり県内全体の状況を見て私どもも判断してまいりますので、その結果については市町村のほうにもお伝えして、同様の対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

○渡辺委員 先ほど二見委員の質問の中でもありましたので、余り細かく詰めても30日にはという話でしたけれども、今、国が決める緊急事態宣言の対象地域に宮崎はあるわけですね。この対象地域にある間は、県教委としては学校の休業、この間全国を対象にするということを受

けて、県は休校の判断をしたわけです。

ここから先のシナリオはどうなっているか分からない状況でありますけれども、緊急事態宣言の対象地域にある間は学校の休校を解くことは難しいという原則に立っているのか、それとも、もし対象地域が長期化しても、宮崎では17例目の後、感染者が出ていないといういい状況にあり続ければ違う判断もあり得るのか。そこについては現時点での教育委員会として言えることはあるのでしょうか。

○日隈教育長 緊急事態宣言の対象期間の延長ということについては国からまだ来ておりませんが、基本的には対象期間を延ばすということであれば、第一義に先ほど申し上げたとおり、命、安心安全の観点から一番重要視していかなければいけない、尊重していかなければならないものというふうに考えております。

ただ、余りにも長期間になった場合に、1か月以上、あるいは2か月、3か月となって本県が発生していないという状況があるのであれば、それはやはり地方としての判断は当然出てくるのかなと思います。

来月になりますけれども、5月6日まで、どこまで国のほうでお考えなのかということになりますけれども、恐らく今、国のほうから御説明いただいているのは、移動を制限してくれということで、ゴールデンウィークを想定しておられますので、一般的に申し上げますと、5月6日まで企業活動としては工場が止まっているというようなこと等を想定すると、その週はお休みで人が動きがちなので、その期間はやはりできるだけ動かないようにという要請があるのかなというような想定で、先ほど申し上げたように、東京都、大阪府等については、まずは5月10日までという判断をされたのかなと。

そこから先は全都道府県ではなくて、また13都道府県に戻るかもしれないことも踏まえて、少し見極めていかなくては行かないのかなと。もし13都道府県でということであれば、それ以外の宮崎県等はどうかという判断していかなくては、我々の独自の判断になりますので、先ほど申し上げたような観点で判断していきたいと思えます。

○渡辺委員 ありがとうございます。

○日高委員 いろいろ分かりやすく熱弁をされてありがとうございます。いつも早い対応で非常に助かっております。

さて、この連休が終わってからの問題じゃなくて、またどこで感染が拡大してくるか分からないという問題も当然出てくるので、先ほど、タブレットは自宅に持って帰らせないとかいつてましたけど、思い切って発想を転換して、そういう訓練というのをしておかないと、本当に1年間授業ができなくなる可能性があるのでは、何か二の手、三の手みたいなことを考えていく必要もあるんじゃないかと思っています。これは短期と中長期で分けて考えてほしいところでございます。その辺についてお伺いしたい。

それから少しずれますけど、部活動も駄目ですよね。そうなるとう気になるのが、中長期的に見たら、インターハイがもう中止になった。高校野球も当然中止になると思うんです。だったら、3年生が目指していくものが全くなくなるんです。これは人生にとって大きな影響を子供たちに与えてしまうところなんです。

そのメンタル的な面も含めてどうやっていくのか。しっかりと支えていくことも今後重要になってくると思います。その辺について何か意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○日隈教育長 まず、1点目のお話ですけれど

も、先ほどから質問、やりとりの中でありましたように、まず現在、このGIGAスクール構想というのは、あくまでもハードの整備でありまして、これを加速化していきたいということで国のほうから姿勢が出てきたところです。

今回の補正予算も先ほどから説明があるとおり、それを加速化するために、このシステムエンジニアさんを活用したりして、できるだけ早くやっ払いこう、あるいは研修を充実させていこうということでは、まだ具体的に国からの支援云々というのは見えておりません。本来、この新型コロナ対策とは別の問題としても、やはりそのソフト的な対応についての充実というのは図っていかなくてはならないということは我々も大きな課題として考えております。

ただ、やはりこの新型コロナでなおさら今回、あるいは日高委員がおっしゃったようにこれから長期化していく、あるいは2回、3回起こるということも考えれば、その検討というのは、やはりもう少しスピードアップしていかなくてはならないのかなと思います。

したがって、第2段、第3段の対策の中では国のほうに要望してまいりますし、我々のほうもいろんな検討をしなくてはならないのかなと思います。このICTだけじゃなくて、いろんな動画であるとか、いろんな教育の材料をいろいろ用意していくということも含めて、これからもう少し検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のスポーツの関係です。高校総体の全国大会については方針が示されたところです。ただ、高校野球については高校野球連盟のほう

で最終的な御判断がどうなるのか、私どもも分かりませんが、ほとんどのスポーツについては全国大会はないという状況でございます。

では、地方大会として宮崎県はどうするのかということについては、報道にあるとおり30日に高体連のほうで協議されるということで、どういった結論になるのか我々も分かりませんが、それを受けてまた各学校の子供たちに、あるいは保護者にどういう御説明をして御理解いただけるかということも一つ課題としてあります。

いずれにしても、もし県大会もないということになれば、これも日高委員のおっしゃったとおり大きな目標がなくなるのかなと思います。ただ、部活動の一つの目標というのは大会の成果もあるんですが、やはり子供たちがスポーツをどれだけ愛して、それは自分たちが練習してどれだけのレベルまでもっていくかということもありますので、そこところが途切れないように。もし、新型コロナが収束するようであれば、再び練習を再開していただいて、3年生としてどこまで到達できるかということをやりは見極めていただきたいし、もし機会があれば、練習試合も含めて何らかの形を実現できればというふうに我々なりに悩んでいるところです。

中学3年にしても、高校3年にしても、恐らく彼らの一つの節目は夏までかなということもありますので、早く収束してこういう活動ができればというふうに何とか祈っているところです。

各部活の顧問の先生たちは、収束すれば再び練習させたいという思いは途切れていないと思いますので、収束次第、練習を再開していただければと考えているところです。

○日高委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○中野委員 どうも緊急事態宣言が5月6日以降も延長されるような気がするし、それから連休中の人と人との接触も意外とあるんじゃないかなど。そうした場合に、またいろいろと発生の懸念もあるし、人々との接触をして大体2週間かかるんでしょう、そうした場合に5月もかなりの期間を休まざるを得ないと思うんです。

それで延びた場合、ここにも児童生徒及び保護者への対応ということで1から3まで丸印がありますが、教育のやり方を今までの従来のものから大きく変化して長期戦に臨むようなことをしてもらわないと。最初に言いましたが、どうも学力がかなり低下していくんじゃないかという気がしてなんのんです。

この2番目の丸、「児童生徒等に対しては、家庭学習が適切に行われるよう、教員が電話で指導するなど可能な範囲で必要な措置を講じること」というのは、こういう方向でやるという考えがあるということですか。

なるべくこういうことも取り入れてやらないと、今のところはプリントを渡して、先生から電話も一本も来ない。テレワークじゃないですけども、テレストアディでもするぐらいの考えでない、子供たちも野放し状態になると思うんですね。だからその辺もきちんと厳しく指導してやって、休んでおっても学力が低下しないような指導、先生たちも一人一人に電話するのは大変だと思うけれども、長期間の間にやる方法はあると思うんですね。

その辺りを何か工夫して、この際、例えば読書でもさせるような方向にするとか、電話をかけていろいろ指導するとか、これもしたいという話だと思うんですけども、何か今まで従来のものから変更してやらないと、意外と長期化する可能性がありますので、ぜひ今までの考え

方を改めるといふか、変えてやってほしいと思います。考え方なりをお聞かせください。

○押方高校教育課長 高校教育のほうでは、もう現に今委員がおっしゃったとおりに子供に電話をかけた、もしくはメールをしたりして、いろんな面談をしたり、先ほど出ております生徒の端末と学校の端末をつないでZ o o mで授業をしたり、いろんな面談をしている学校も出ておまして、ここにも書いてありますけれども、臨時休業中に登校日を設けることができるというふうに書いてありますので、その辺りでまた指導をしたり連絡をしたり、そういうふうなものを常々やるような方向で動いていっておりますので、さらにまた充実させるようにしていきたいと思っております。

○中野委員 義務教育のほうで、少し県とは関係ないかもしれないけど、今年小学1年生に入学した子供たち、宮崎市なんかはもうずっと休みで、入学式と登校日1回の2回しか行っていないんでしょう。その子供たちも何か今のうちにフォローしてやらないと、新たにまた通学が始まってから大変だと思うんですがね。その辺りは特別に新1年生については指導を含めてやってほしいと思うんですが。

○吉田義務教育課長 ありがとうございます。もうおっしゃるとおりで、小学校の新1年生は入学式、それからその後の登校日のみしか学校に行っておりません。

ただ、各学校においては、その子供たちとは、登校日等にきちんと担任が対応をしております。委員が今御心配いただいているような取組を進められるように、また県からも各市町村にはいろいろお願いをしていきたいと考えております。

○中野委員 将来のことを言って申し訳ありませんが、何十年後か先に、このコロナで長期間

休んだ子供たちが、なかなか能力を発揮できないのはあのときのコロナ世代だと将来やゆされるようなことがないように、そういう子供が出ないように、ぜひ今のうちに対策できるものはやってほしいと思います。要望しておきます。

○内田副委員長 私もこの委員会に所属するのは初めてなので、まだ勉強不足な点もあると思っていますので、今からの質問について、広い心で受けとめてもらいたいと思っていますが、今回、コロナが発生した地域によっては、学校や市町村の判断で臨時休業を行った中で、よく質問とか相談を受けていたのが、何で県は私学に対して休業要請できないんだとか、強制力がないのかとか、先生たちの間でも私学は部活をやっているけれども自分たちはできないとかといった、何だかすごく歯がゆいような相談を受けました。また、私学——私学と言ったら申し訳ないんですけど、マスクを強制させなかったり体温を測らせなかったりと、公立と私学でばらつきがあり過ぎだといった相談もあったんです。

県からこれまでも私学に対してこれだけのことをやったとか、実はこうなったときには強制力が働くんだとか、何かそういうルールがあるのか、また、これまでに私学とこういう連携をとってきたんだというようなことがあれば教えていただきたいと思っています。

○川北教育政策課長 これまで県のほうから私学に対して要請とか、そういったことはしてきておりません。私学については適切に御判断いただくという前提でございました。

今後、感染症の拡大がどうなっていくかということで、どんどん広がっていくと、もしそういうことにもなれば何らかの対応を考えなければいけないと思いますが、現状は宮崎の感染症拡大状況、例えば経路がはっきりしているとか、

そういう状況を踏まえた上で、これまでは私学に対しては特段そういった要請はしていないということで御理解いただければと思います。

○日隈教育長 今教育政策課長がお答えしたとおりなんですけれども、私立学校は私学の独自性というのが強く打ち出されて、所管は総合政策部のみやぎき文化振興課が担当しているんです。私はその部長を2年しておりましたが、そちらのほうで指導をするということなんですけれども、教育委員会のほうではいろんな文部科学省の通知であるとか、あるいは今回のコロナを含めて、私どもが出す文書、通知等については、参考までに総合政策部にお渡しして、そこから私学振興協会を通じて各私立学校にもお伝えしております。

ですから、意味合いとしては、所管は知事部局の総合政策部になりますけれども、県のほうがこういう対応を取られたんですから、やはりそういったものを踏まえながら御検討くださいというような意味合いで連絡を取っているというような関係でございます。ただ、教育の在り方としては、私立学校の方針なりがございまして、そこは独自の御判断があるのかと思います。

今回の安全安心の観点については、同じ方向を見ていただいているかと思うんですけども、スポーツを一つの特色とされている学校も多いですので、そのあたりの御判断はいろいろ学校によって違うのかなというのは、今内田副委員長のほうからあったお話かなとは思いますが。

○日高委員 これはコロナウイルス対策本部長の河野知事が私学に一言言えばいい問題だと思うんです。これは知事としてじゃなくて本部長として。これは私学も民間もどこも一緒ですと。

しかし私学振興会の理事長に聞くと、しっかりやっていますとは言っていましたけれど、それが私立で守られていないところがあったら、やっぱり知事が言わないといけませんよ、本部長なんですから。日隈教育長から伝えておいてください。

○内田副委員長 もう一つ、教職員の勤務についてということで書いてありますが、非常勤の方が、いわゆる市町村によって学校休業となったときに、いきなり明日から休んでくださいということになり、報酬を頂けなかったというようなお話を聞いたんですけども、それは事実なのか。きちんと納得いくような説明を非常勤の方にもされていたのか、これからもされるのかということをお答えください。

○東教職員課長 非常勤職員につきましては、例えば授業を持たれている方でも、別の業務を学校長のほうから依頼して、その時間分、働くことができるようになっております。その点を各学校長から、非常勤職員にお話していただくことで対応しております。

○内田副委員長 ということは、報酬の削減もないですね。

○岩切委員長 済みません、答弁がかみ合っていないみたいです。首になっている人がいるんじゃないかという御質疑だったと思いますので。

○東教職員課長 今申し上げましたのは、県費負担で雇用している非常勤職員については、そういう通知をしております。その通知を参考に、各市町村でも非常勤職員を任用されておりますので、その通知に従って各市町村で任用されている非常勤の方には、そういう通知をしているところでございます。内田委員のおっしゃった市町村の非常勤職員について、校長から説明があったのか、なかったのかについては、私たち

では認識しておりません。

○蓬原委員 コロナ失業が結果的には子供の貧困だったり学業に影響してくるわけだから、そういうコロナ失業が出ないように、教育委員会としてできること、そういう視点は必要じゃないかということをおの質問の中から感じたところでした。その人たちにも子供がいたりいろいろある訳で、いずれは遅れて影響が出てくるのだから、今おっしゃるようにほかの業務をやっていただくなど、できる限り雇用が確保できるようにしていただけるといいんじゃないかと感じたところでした。

○東教職員課長 今の会計年度職員につきましては、教職員課のほうでも再度、各市町村にも非常勤職員の状況等を確認して、指導してまいりたいと考えております。

○二見委員 確認ですけど、今の指導にあった、学校長の判断で業務を別のものに変えることができるということなんですけど、教育委員会では校長会とかを通じて指導をされるということなんですけれども、ほかに業務がなければ、校長はその指示をしなくてもいいというスタンスなのか。教育委員会のスタンスです。

その辺を学校長にお任せしますというのと、今意見があったようなことを踏まえた上でしっかり対応を考えてくださいと伝えるのでは、もう結果があらかじめ見えてしまうんじゃないかなと——市町村のほうを調べないとわからないかもしれないけれども、どういう対応をされたんですか。

○東教職員課長 会計年度職員、非常勤職員について、県費負担分では県立学校等にそういう通知をお願いしております。実際には臨時休業中に児童らを受入れをしたりしている市町村の学校もございますので、その市町村につき

ましては、児童らの見守り等をお願いしたりとか、そういうことをしていただくようお願いしております。

市町村単独で雇用されているところについては、それに準じた取扱いをしていただいていると思っておりますので、その点についても再度確認をしていきたいと考えております。

○岩切委員長 ほかに御質疑はございませんか。副委員長、1点だけ確認させていただきたいことがあるんですがよろしいですか。

○内田副委員長 岩切委員長、どうぞ。

○岩切委員長 1点だけ確認させてください。臨時休業中にDVや虐待などの報告を教育委員会で受けていらっしゃるのかという点、さらには、特に生徒の年齢にあるお子さん方の非行問題などは発生していないのかを教えてくださいんですが。

○川北教育政策課長 後ほど、第2班におきまして人権同和教育課が入ります。よろしければそちらで御質問をいただけると。

○岩切委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって第1班、教育政策課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、教職員課、生涯学習課、スポーツ振興課の審査を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時58分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、第2班の幹部職員の紹介をお願いいたします。

○日隈教育長 それでは、先ほどの常任委員会資料をお手元によりしくお願いいたします。

1ページをお開きください。

関係課室長が入れ替わりましたので、改めて御紹介申し上げます。

まず、財務福利課長の四位久光であります。

同じく財務福利課育英資金室長の山崎博文であります。

次に、文化財課長の粕木郁朗でございます。

最後に、人権同和教育課長の島寄善真理でございます。

よろしくをお願いいたします。

なお、先ほども御説明いたしましたが、5ページから14ページまで、各課ごとの組織及び事務を記載しております。

また、主な各課の新規・改善事業につきましても、先ほど申し上げましたとおり17ページから27ページまで記載しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○岩切委員長 所管業務の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑を承りたいと思っております。

○渡辺委員 委員長からも御質問があると思いますので、改めて6月に伺いますが、学校の校則の件がテレビ報道等でかなり扱われて、知事の記者会見でもテーマとして質問が相次いでいました。

その中身についての是非とか考え方を本日伺う気はないんですが、それだけの指摘がある中で、県教委として現時点で何かアクションがあるのか、ないのかという確認だけさせていただきます。

○島寄人権同和教育課長 校則につきましては、地域の実情などを考慮しまして各校長が判断す

ることになりますので、社会通念上合理的かの再検討とか、あるいは見直しがなされてこなかった部分の再検討など校則が現在適切なものとなっているのか、今後、県立学校長協会と連携を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺委員 しつこく聞く気はないんですが、今の御答弁で問題認識は分かったんですが、現時点でアクションがあるのかないのか。つまり、もう指摘があって一定の時間がたっているのか、それを受けての構えやアクションの予定があるのか、受けとめ方が少し分からないので、その辺をもう少し分かりやすく御説明いただきたい。

○島寄人権同和教育課長 県立学校長会で受けまして、その後、協会のほうで審議されるわけなんですけれども、そこに我々も参加させていただきまして、具体的な今後の方針や方向性を協議してまいりたいと考えておるところです。

○渡辺委員 分かりました。

○岩切委員長 ほかに御質疑はございませんか。なければ私から1点だけ。

○内田副委員長 岩切委員長、どうぞ。

○岩切委員長 臨時休業中なんですけれども、臨時休業中にDVがあるとか虐待が増えているとか、そういう報道もあります。それらの報告を県教委のほうで受けていらっしゃるか。

また、生徒の年齢になるお子さん方の非行の問題などについて報告があっているか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○島寄人権同和教育課長 現在のところ、当課のほうには福祉部局よりDV、虐待の情報は入ってきておりません。非行についても当課に上がってきていないところでございます。

○岩切委員長 ありがとうございます。

ほかに2班の業務に関する御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって教育委員会の審査を終わります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後4時3分再開

○岩切委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、採決を行いたいと思います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決、または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決、または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告の項目及び内容について、御意見を願います。特にないですか。

〔「コロナに関わる内容」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのような御意見を踏まえて、コロナ対策等に関わる取り組みについて意見を付してつくりたいと思いますけれども、その他の項目については正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時5分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

次に、4月17日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には、適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会での内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署

名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は、採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答するなどの約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目であります。調査先は、原則として県内の状況把握を目的として選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき委員会の運営

が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について何か御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 次に、今年度の委員会調査など活動計画案については、お手元の配付資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、委員長会議において、当初5月に計画されていましたが、県内調査を7月と8月に延期する旨を確認しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見ながら、8月に実施予定の県外調査と併せて6月定例会で決定いただく予定としておりますが、現時点で調査先の希望等があれば御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として過去3年分の当委員会の調査実施状況を配付しております。

暫時休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時13分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後4時15分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 岩 切 達 哉